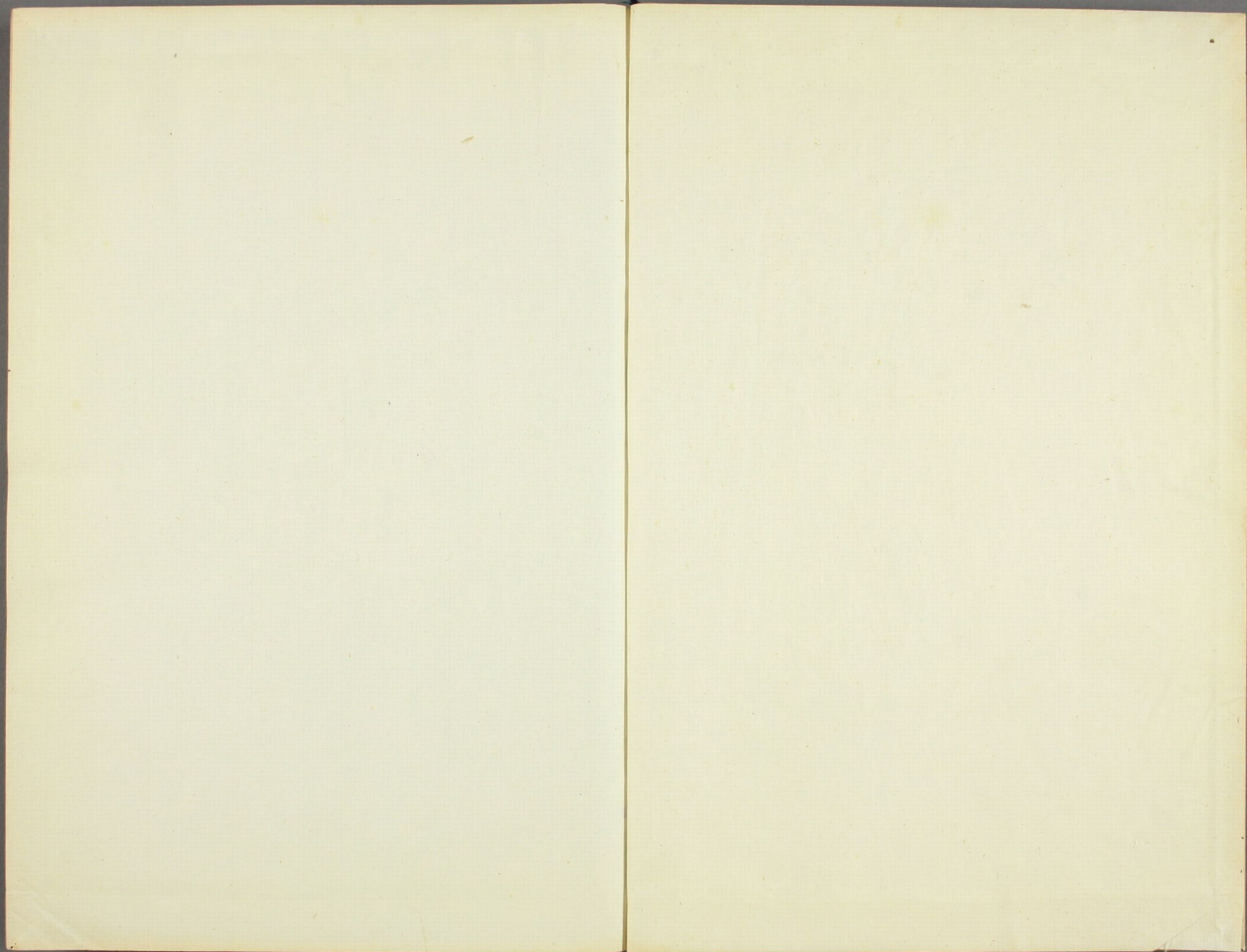


神都名勝志

卷二









國可  
憐





明治乙未夏

後任公爵九條道孝題



神都名勝誌卷之二

目錄

宮川并圖	河原禊所并圖	饗河原	清盛堤
守護使不入地并秀吉朱印	岩出祭主故墟	岩出寺	
長者淵	御牧小野	岩出城趾	河原神社
澤道小野	藤波里并古圖	岩波里并古圖	山田原并御木曳圖
宮川町	京町	中島町	中島合戰
志等美神社	大河内神社	打懸神社	栗尾岡
山幡淵	小河橋	辻久留町	二俣町
天神山并經瓦	浦口町	筋向橋	常磐町
城山并子良館舊記	梅香寺	奉行屋鋪	草奈岐神社
大間國生神社	清野并庭神社	下中之郷町	今社



八日市場町	上座蛭子祠	坂社	等觀寺
度會常昌靈社	曾禰町	奉行屋敷	新町
一志久保町	並木	若宮八幡社	藤社
大世古町	宮市場古文書	新道	一之木町
須原大社	走下青物市	三方會合所舊趾	福島正賴墓
宮後町	通神路	月夜見宮	高河原神社
沼水平尾行宮舊趾	離宮院神侍舊趾	館町	北御門口 <small>并北御門歌合</small>
裏見張所	鮎迎	豐川	田中中世古町
豐川町	御鹽橋	一鳥居橋	清盛楠 <small>并圖</small>
表見張所	一鳥居	行在所	參集所
大麻所	廻神	祓所	二鳥居
御神樂殿	五丈殿	九丈殿	主神司殿

齋內親王御輿宿	玉串行事所	別宮遙拜所	祓所
御池	大宮院東御敷地	五百枝杉	蕃屏
板垣鳥居 <small>并宮中圖</small>	南宿衛屋	外玉垣御門	中重鳥居
石壺	四丈殿 <small>并官幣票檢圖</small>	女孀侍殿	內玉垣御門
蕃垣御門	瑞垣御門	豐受大神宮正殿	相殿神
正遷宮	年中諸祭典	神異 <small>并圖</small>	東西寶殿
御饌殿	外幣殿	北宿衛屋	北御門
蕃屏	上御井	藤岡山	度會國御神社
大津神社	廳舍	御器御倉調御倉	忌火屋殿
忌火屋殿附屬舍	祓所	御饌道	廻神
酒殿	御饌調理負齋宿所	御竈木屋	內御廡
北御門口鳥居	廻神	外御廡	齋內親王御膳殿壹院



中堤	下部坂	檜尾	多賀宮 并圖
廻神	下御井	山口祭場	土宮
風宮	廻神	千枝杉	

宮川 みやがわ 度會郡の中央を流る、一大洪河あり。神域は近きがゆゑ、此の稱あり。

水源を大和、紀伊、伊勢三國の堺大臺原巴が淵より出で、大杉谷、三瀬谷を経て、野尻川と會し、又一の瀬谷乃流と合す。其餘多氣、度會兩郡の溪流數百條を一括して、北に奔り、大湊に至りて、海に入る。水原を距ること、三十餘里あり。古ハ、度會川とも、又、度會の大川とも、齋の宮川ともいひき。渡口、三箇所上を、柳の渡といひ、下を、磯の渡と云ひ、中を、櫻の渡といふ。此の櫻の渡、即、關東京攝より、吾が神宮に達する國道の渡口なり。天平寶字二年に、此の渡口に、船橋を懸けしこと、始めてもれに見えたり。勅使参向の節、ハ、中世まで、臨時に設けられたりとぞ。其の後、永く、船渡なりしに、近年、假の板橋を架けたり。

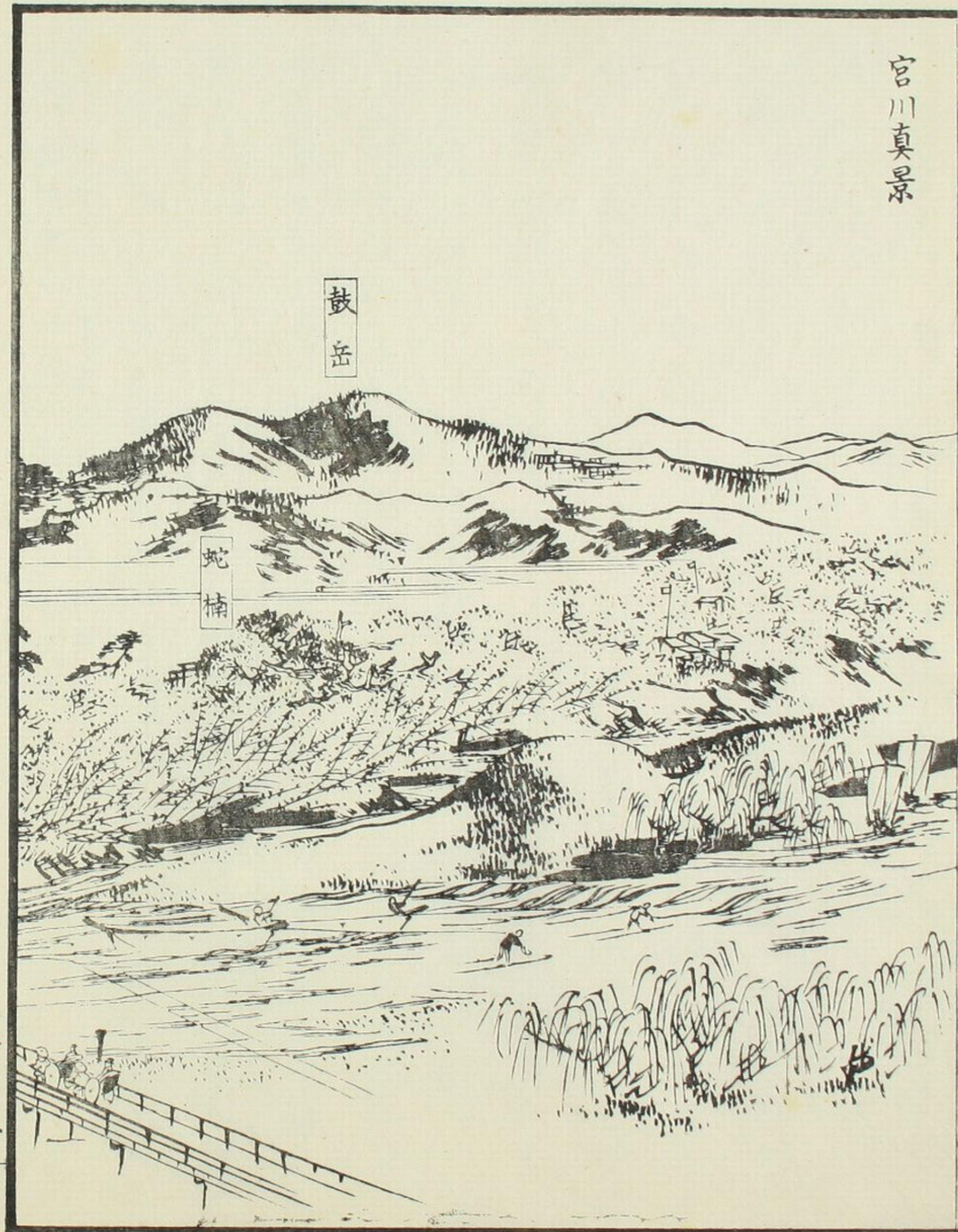
大神宮諸雜事記  
天平寶字二年九月、御祭使祭主清麻呂卿參宮之間、度會川





Two circular and square artist seals are located in the bottom left corner of the illustration.

宮川真景



二  
三



之浮橋船亂解天忌部隨身之上馬一匹自船放流斃亡已畢

万葉集 度會大河邊若歷木吾久在者妹戀鴨 人磨

新古今集 契ありてけふみや川のゆかづら長き代までもかへて頼まむ 定家

續拾遺集 朝夕にあかむ心を控へらす浪もあづらにみや川乃月 後鳥羽院

風雅集 きみぎ代のもろりと是をみや川の岸の杉村をも哀らび 後京極

月清集 けふといへど春のちかきをみや川の岸の杉村色変つなり 同

御集 宮川の春立つ空の初風におち出づる浪の花やちかづらむ 後鳥羽院

同 ちかづらの色をけふみや川の杉のまに思ふも風も神さびびより 同

同 久方の空はく風は雲きこえて月かげ宮川秋 同

同 みや川やいつもみどりの杉のまに今一志ほの春風ぞふく 同

夫木抄 君はかくもさうあひ川にづらへてあふ心のあせすもあづら 輔親

宮川哥合 ながれおとみあきたまは瑞坂の宮川よりや度會のめ 西行

外宮神拜記

宮川や清き流よみそぎうて祈らむ事代のおいぬをほし 作者未詳

建武元年度會朝棟亭會

秋をへて神も歳せうみや川の月ふむのすこわらむ 度會朝棟

同 みや川の清き流ふるげさえて秋をこよひと流める月紀 同 延春

同 わきそすむ秋の半とみや川の浪間の月れおとさやけき 同 常佐

同 宮川や浪のよろくかぞくもて月もこよひの秋やあつらむ 行 遍

同 心を外ふるさで歳秋もこの宮川のほきを詠めむ 龜菊丸

文永の頃伊勢太神宮法樂の杉木の神代より流盡

せぬ河上行末も限ならむことを思ひつづけて

續門葉集

君が代のえき歌ぞ浮びける豊みや川のおれお上 通 海

神祇百首

螢花ぶ豊宮川の夕闇ふ移舟の筈さすうとぞりる 度會元長

家集

水上をたもへば苔の栗うてめづみぞ深き宮川の末 源 國永

宮川にたり侍るよ明がこの月

さやうよていと神さびたり

永享參詣記 忘れめや跡る廿日の月紀をほのみや川の春の曙 堯 孝



宮川月

林信充

鳳岡全集

月出白雲層宮川綠水凝波心浸玉宇上下共清澄

度會川月

同

月泛大河水靈光德廣罩神風桂影度會上現優曇

同

河原禊所中の渡口の北よりあり。

齋内親王公卿勅使例幣使等奉向の節被を受けさせられ一處お  
已。其他三節祭るハ太神宮司禰宜内人等も此の所ニ参集し被  
を修めし由今も勅使奉向の節ハ神宮主典此の處にて修被の式  
を行ふ。

皇太神宮儀式帳

六月月次祭為供奉禰宜内人等皆悉参集與太神宮司度會

河臨晦大被仕奉八月晦大被亦同故畧之。

止由氣太神宮儀式帳

將來六月月次祭為供奉禰宜内人等皆悉太神宮司共参集

延喜式

臨度會河晦大被仕奉然即御厨大饗給布

齋王參度會宮中禊度會川參入神宮

江家次第公卿勅使條

渡宮川被御幣御馬次第整立宮司備被物ト部被詞宮司獻大麻

中右記

永久二年二月三日己酉巳刻於離宮先輩東庭被ト部使勤之御

馬神寶宮司二人少司一人有障不參神祇官使々先行次下官共人少將

宗能侍從宗成散位宗次第進發兩脚無隙風氣殊甚衆人衣

裳皆以濕損渡宮川於岸上被外宮御馬神寶等相分令被清也

伊勢勅使部類記内大臣左近衛大將源雅實公参向條

嘉承二年二月十六日酉天顏快晴卯初沐浴則著束帶解除

兼政勤之宮司定輔以下之人著束帶扈從參宮神寶神祇官等荷

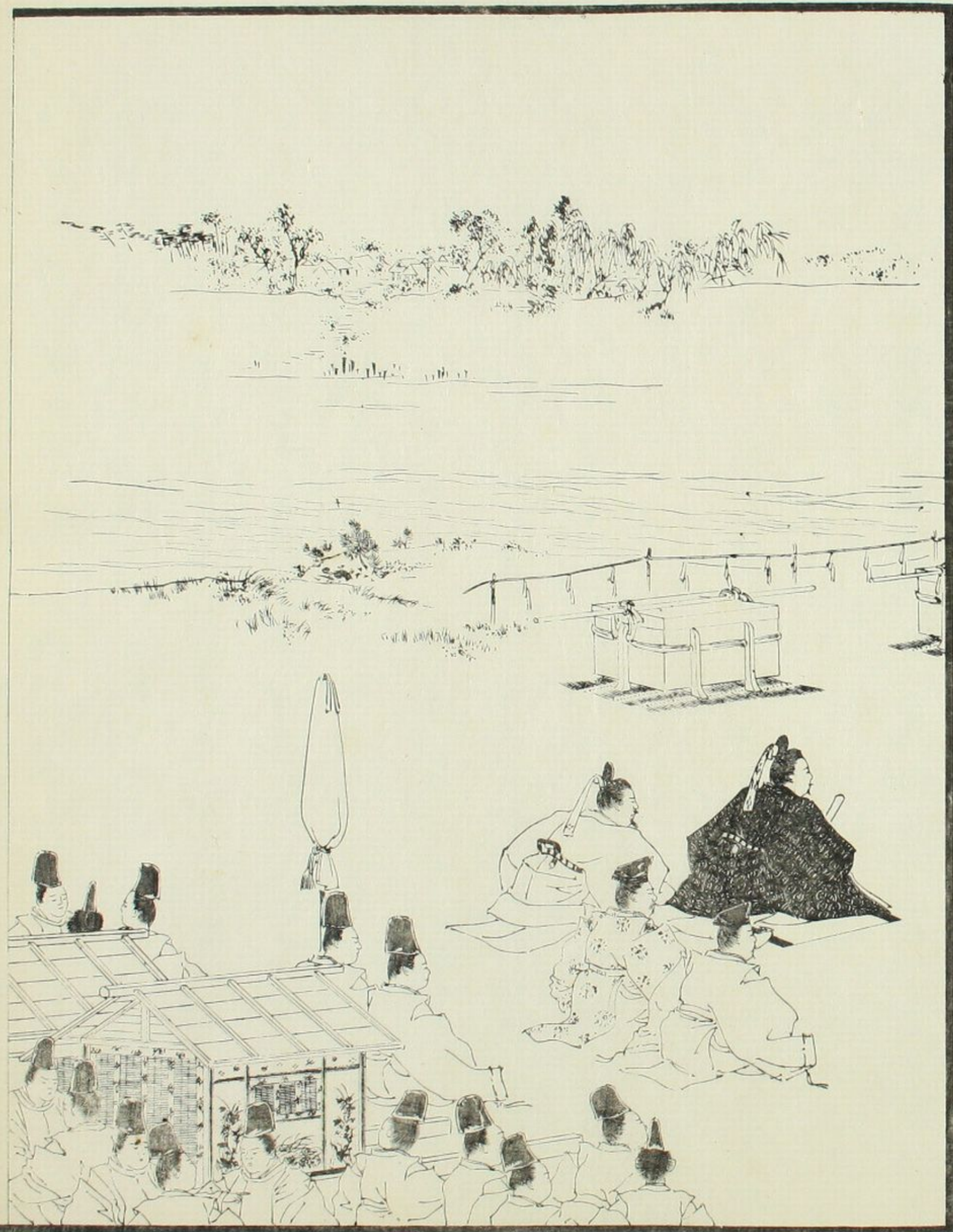
行中納言中將少將及前駟等皆著束帶隨身著狩衣從後騎

到宮河乘船渡於東河原行被昇立御馬神寶等於前使以下列居

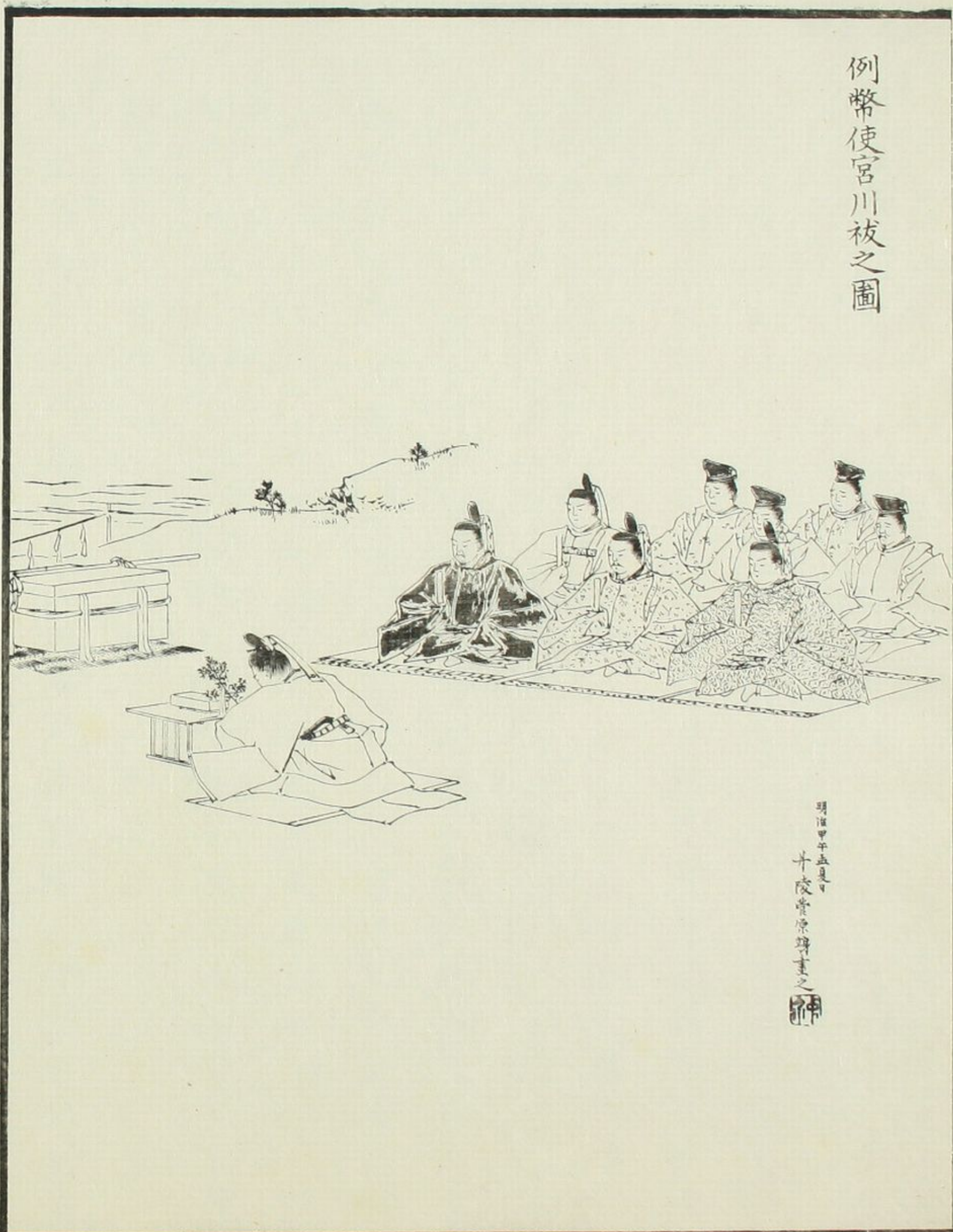
伊勢勅使部類記

宇多天皇仁和四年十二月廿三日勅使参宮王神祇伯雅望





例幣使宮川被之圖

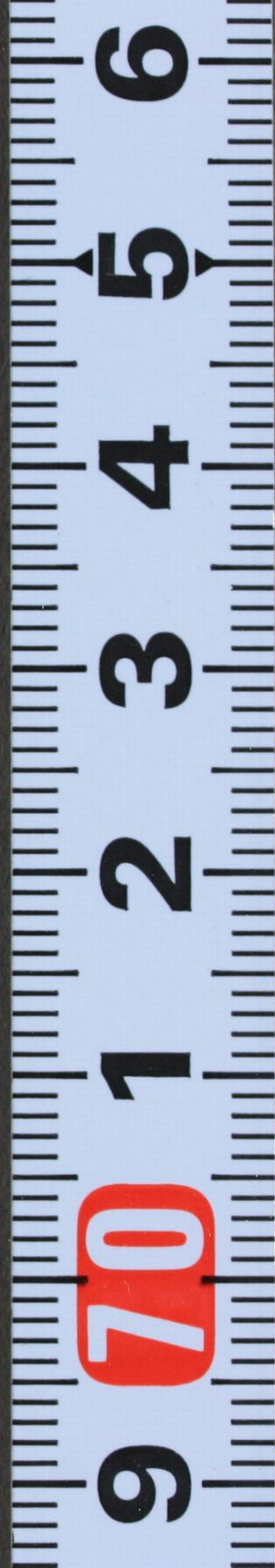


明治五年五月  
十夜常原繪畫之



明治甲午孟夏日

井陵菅原璉畫之





中臣大祐時常忌部少祐祐雄而度會河御被之間祐雄從童  
俄馬被踏頓滅已了仍佑雄急他馬乘替參宮

新後拾遺集

涉被するを宮川の志き波の敷より君を行わしかか

度會朝勝

永享奉詣記

我が君の志きを宮川や波のふゆふかけせ

堯 孝

饗河原 あのかはら 上の渡の東岸  
堤を下をいふ

古ハ毎年五月三日豊受大神宮子良物忌父并に別宮内人物忌等  
兩宮御料の年魚數百頭を漁り此の所よ於きて修被し了りて一  
同饗膳に預る行事ありき之を御川の神事とぞ云ひ。今も其の  
行事絶えしり。

御鎮坐本紀

度相川邊有一人漁人名號天忍海人今謂之取年魚蓄神膳

食矣

神宮雜例集

五月三日外宮祢宜為漁進年魚向御河事祢宜皆參權祢宜

五位  
六位 隨見參有饗

都記

兼曆四年閏八月二日辛酉太神宮申前伊勢守廣經朝臣闕  
怠年魚酢事五日甲子今日陣定也被定伊勢豊受太神宮祢  
宜訴申自正月至五月所供神饌年魚闕怠事左大辨發語如  
讀本國解并神主解狀無別定詞下

神祇百首

忍海人の年魚哉とるぬるそのかみ安禰の川系と雨降りたり

元 長

清盛堤 きよもりづみ 宮川東岸の堤をいふ

古ハ宮川洪水の為小堤坊壞れ河水山田市在に溢れて宮城まで  
流も浸ち事属りきといふ其の度毎に公家より沙汰ありて堤  
を修補せらる或ハ山田地主神大土御祖神よ土宮の宮跡を宣下  
志給ひ或ハ宮川近傍の攝社及當時現職の祭主などに位を授け  
らる事ありて或應保長寛のころ平清盛勅使として参向せ



一時堅牢なる堤防を改築したりとぞ。故に土俗今尚之を清盛堤  
やいひ傳へたり。

社記  
大治三年六月五日、宮號宣下、為度會河堤守護也、  
類聚神祇本源

一志止見、打懸、大河内、社增位事

件、三箇社、為防川堤、守護、可被增進位階之由、次第上奏之  
處、被進、勅書、

勅正五位下志止見名神

今奉授從四位下、大治三年六月十日

勅正五位下打懸名神

今奉授從四位下、大治三年六月十日

勅正五位下大河内名神

今奉授從四位下、大治三年六月十日

祭主補任

祭主從三位行神祇大副大中臣公長卿

大治三年二月二日、叙從三位、伊勢宮川堤賞、

守護使不入地

宮川以内を云ふ。豊臣、徳川  
両家朱印の寫を左に掲ぐ。

徳川家朱印

條

一内宮知行方可為守護不入事、

付諸法度任先規、年寄共可申付事、

一喧嘩口論之儀、前々雖有之、當時堅令停止、

若於違背之輩者、双方可為曲事、

一参宮之輩者、可為且那次第事、

慶長八年九月九日、朱印

家康  
内宮二郷

年寄

條



豐臣秀吉朱印 横一尺一寸七分

舊會合所藏

降

一 今度伊勢惣國捨地代清

伊勢河内國代大神宮為

敷地ノ案為儀案敷上志不

及主沙汰捨地免除之事

一 支官支司社主年寄共控申

通身書致法度不撰代為

一 河内國山林竹木屋敷田畠小

比先規ニ沙汰其外法及令免許事

右案ニ永代不可有相違也

文祿三年甲午十一月十六日

伊勢

山田惣司  
宇治惣司  
大津清太郎



一伊勢後宮川内三宮内知行方可為守護不入事○第二條  
前同文。

一參宮之輩者可為先規法式事  
慶長八年九月廿五日家康朱印

外宮

年寄

宇治山田市中揭示場制牌  
條

一伊勢太神宮領内可為守護使不入事

附諸法度如前々年寄共可申付事

一喧嘩口論堅令停止之乞若於違犯之族者可處双方罪料事

一參宮之輩可任先規法式是外宮仲間之法式之由所載先判、弥堅可相守之事

一當分參宮之輩者

兩宮之内可任其志師職之首申之不可差留事

附兩宮師職無之者可為參宮人心次第事

一古來相傳之旦那以才覺不可奪取事

右之條依當家先判之例、弥不可有違背者也

享保三年七月十一日吉宗朱印

宇治二郷  
年寄共

外宮年寄共ニ付與せらる一朱印状、前同文  
なれむ之を畧す。

岩出祭主故墟いはでさいのこきよ  
宮川渡口より一里許川上の西岸、岩出村あり。

長保年間祭主大中臣輔親卿より、明德應永年間清忠卿の頃まで、凡三百九十餘年居住せられ、舊地なり。第宅の故墟、今に存して、其の規模を見らる不足也。

岩出寺いはででうら  
舊址、詳ならず。



大中臣系圖、鎬矢記等、輔親卿、大の木村、釋尊寺を造立せし由見えり。恐らくは、此の寺あらむ。古今著聞集、祭主神祇伯親定、伊勢國岩出といふ所に、堂を建て、瞻西上人を請じて、供養を遂げし由を載む。今、猶、岩出村の字、寺屋敷といふ所あり。合せ考ふべし。

伊勢、祭主輔親が立てたるいんぐで寺より、三昧堂の  
新拾遺集 ほら貝のうせたるをこひ侍りけるをつうそはとて、

かまろり谷の洞をぞ思ひやる秋風のち吹きそとやむ

伊勢

伊勢に侍る頃、祭主親定卿、岩出と云ふ家ありし  
とて、まうりて見けるふ誠、に面白かる中より、川向此  
山づら優なりけるが思ひ出でられて、

散木奇歌集

遠近の外山の花を、秋のち思ひやる人むあり

藤原俊頼

長者淵 岩出村の東、宮川筋の深淵をいふ。

往昔、此の地、市守長者と称する富原の家ありし由、口碑に傳

へたきども、信むるに足らば。或ハ、祭主の第宅、近きよあるを以て、名としたりるものともしへり。

御牧小野 同村に續ける郊原をいふ。

延喜式、神馬を、御牧小放つとあるを、此の御牧小放ちたりしことなりとぞ。今ハ、牧場にあらば。

岩出城趾 同村あり。

天正三年、田丸中務少輔真息、牧村兵部大輔利貞、始めて、當地小城を築き、其の後、稻葉藏人道通等、此の城に憑りし事、舊記に見えたり。

勢州兵乱記

天正三年冬、信長公ノ御意トテ、信雄ヲバ、田丸城へ移サレ、北畠右中將ニ任ジ、家督ヲ嗣ガセラル。養父北畠左中將信意卿ハ、隱居ナリ。亦、大御所中納言具教卿ハ、三瀬ニ



城ヲ立テ移リ給フ。是何事カ有ラバ大杉へ引キ込ムタ  
メナリ。田丸中務少輔ハ、岩手城ニ移ラレタリ。○稻葉藏  
ハ、中島合戦  
の所ヲ譲る。

### 河原神社

岩出村の向ひ、宮川の東岸、佐八村に坐す。皇大神宮の攝社あり。

皇大神宮儀式帳

川原神社一處

稱、月讀神、御玉形無

同内親王定、祝、倭姫命を云ふ。

正殿一宇

長四尺、弘三尺、高六尺

玉垣一重

四方各二丈

坐地九段、四至

東西北大川、南島、外十六社と、之を畧す。

以上、十七箇處、神國津社、

右社、隨破壊之時、國郡司以正稅、稍修造如件、

以前祝部等太神宮司、卜食定、任之狀、移送、伊勢國司之、

延喜式太神宮所撰二十四社

河原社

社記 川原社、在、沼木郷、佐八村。

### 澤道小野

今の佐八村の事なり。澤池とも、相地とも見えたり。

往昔、倭姫命、大宮所を覓め給ひ、野後より、宮川の東岸を、次第に  
巡幸し給ひ、時、御通過あり、舊蹟なり。

太神宮本記

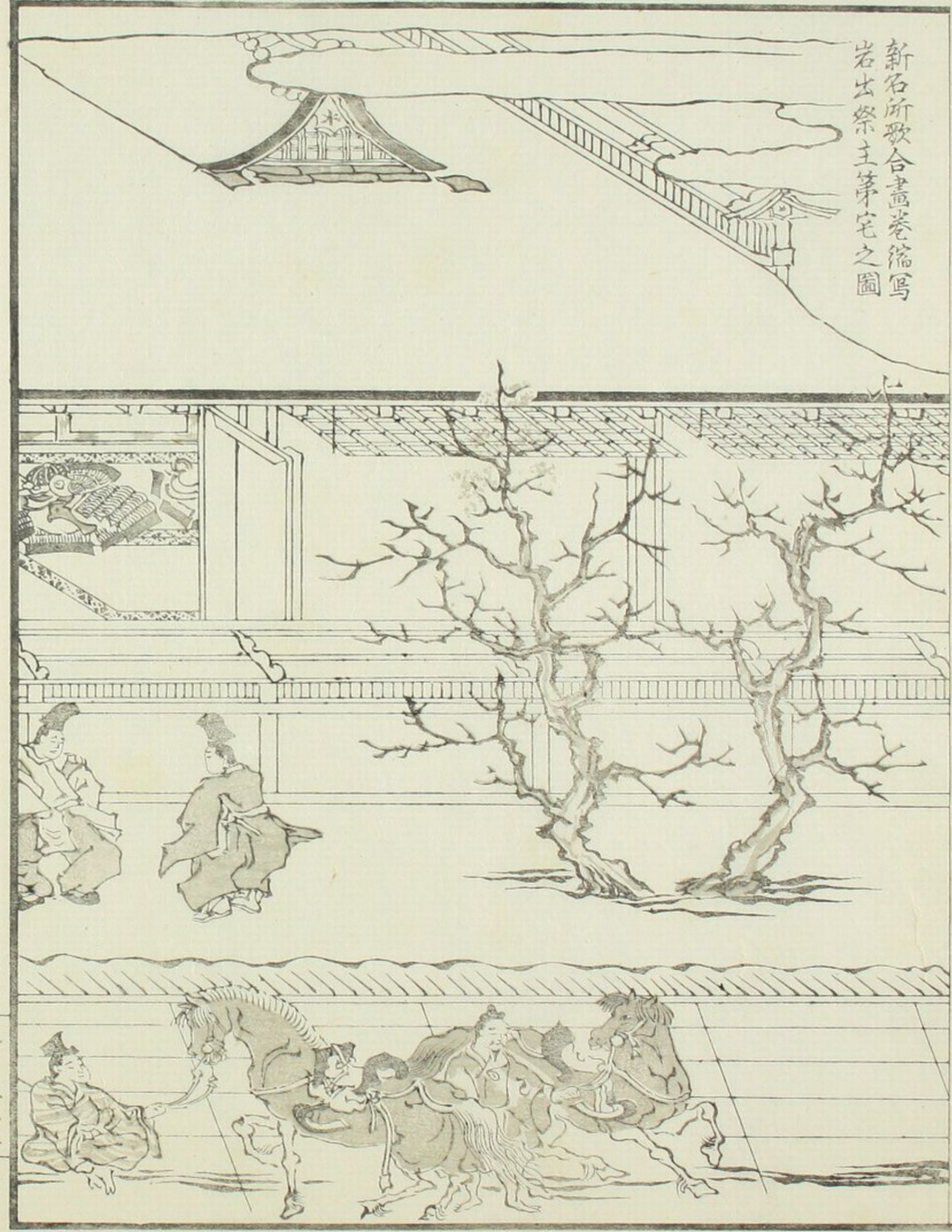
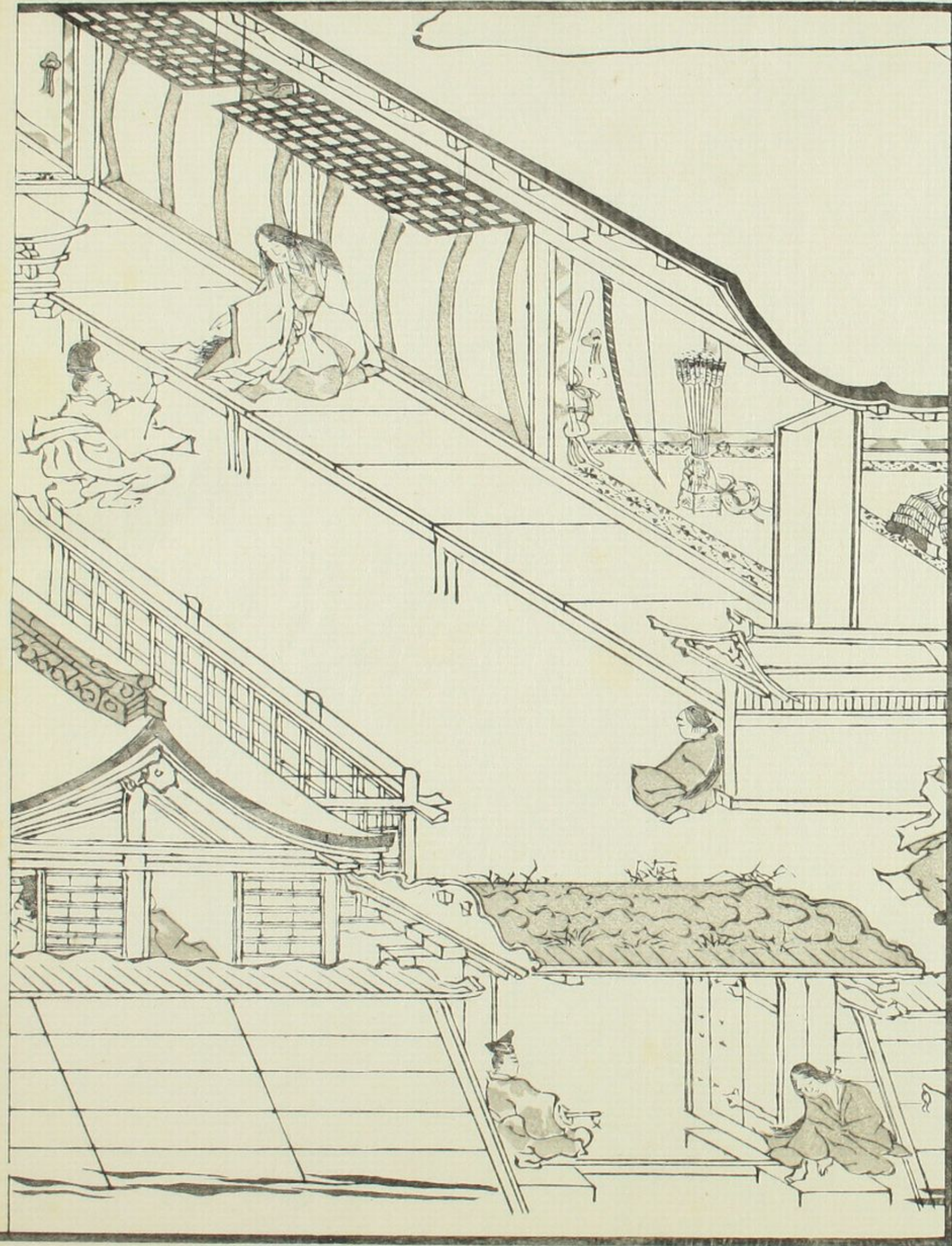
從其處、幸行、澤道野、在、其處、澤道小野、止、号、支。

### 藤波里

佐八村の西あり。今、田圃の字を、藤波と稱す。

往昔、皇大神宮の禰宜藤波家の居住せし所といふ。菖荊の間、土塀の遺存せるものあり。當時の構造思ひやらる。此の地、川の東西ともに、藤波といひ、あや、蟄居紀談拾遺、よづれの祭主ら、岩出よ住み給ひ、時の歌とて、吾が庵ハ岩出代、津比うへ、招ふか、れる藤波の里といつるをのせ、又、歌合荒本、田成言の歌よも、兩岸の事、証よあり。明德應永の頃、代々岩出小居給ひ、祭主の京都小還られ、後、其の由縁を忘れ、とて、岩出と稱し、後、藤波と稱せらば、きともいへり。

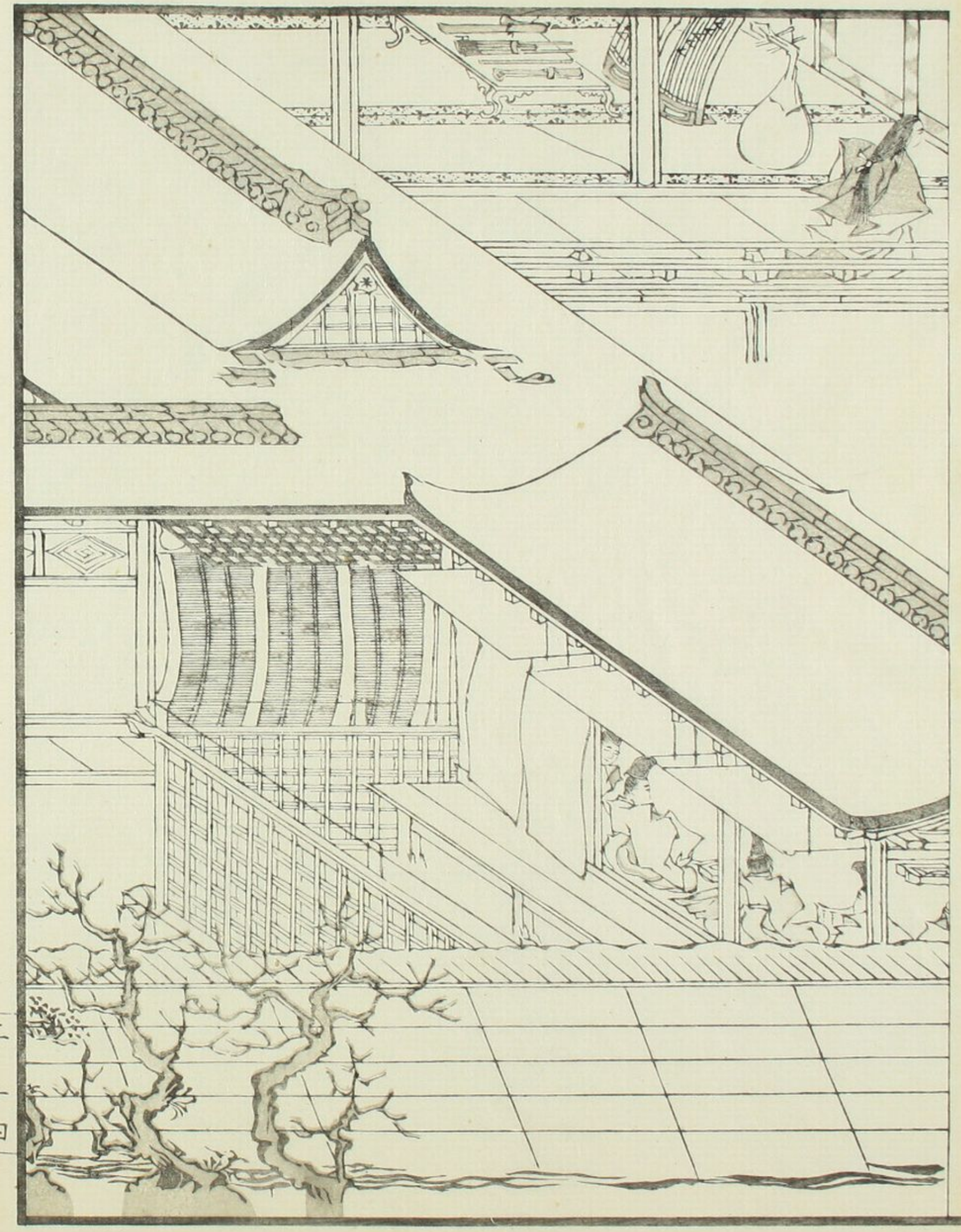
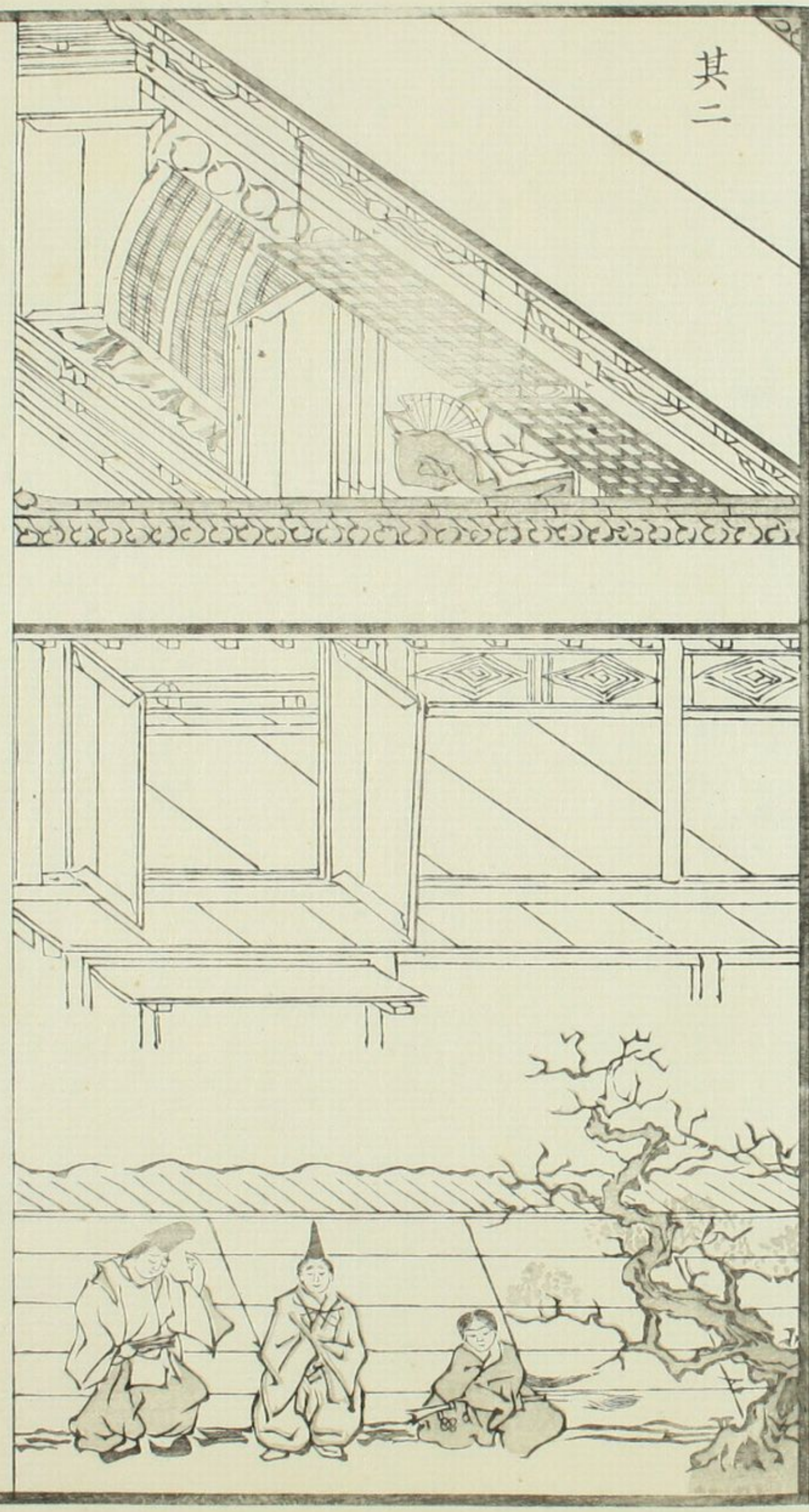




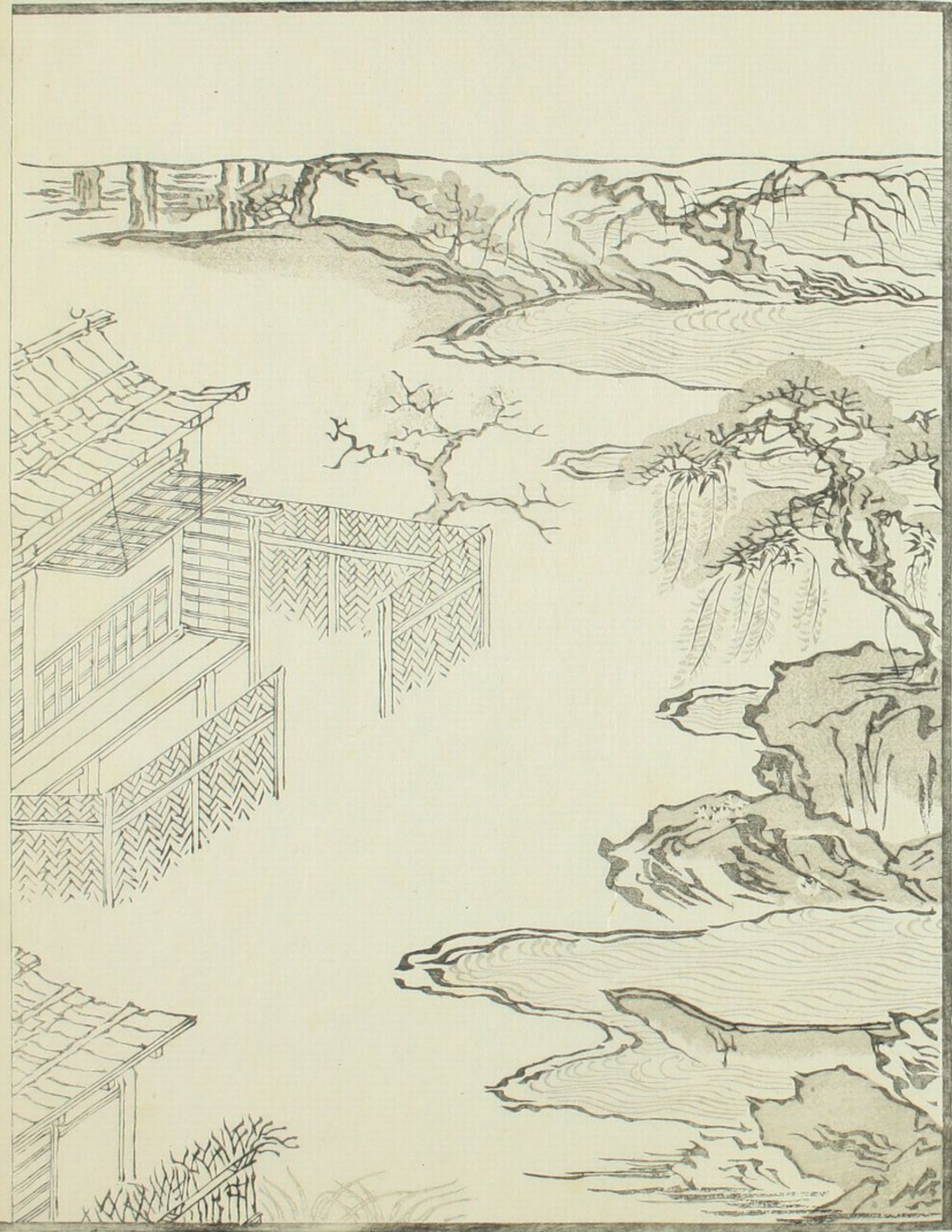
新名所歌合畫卷縮寫  
 岩出祭主第宅之圖



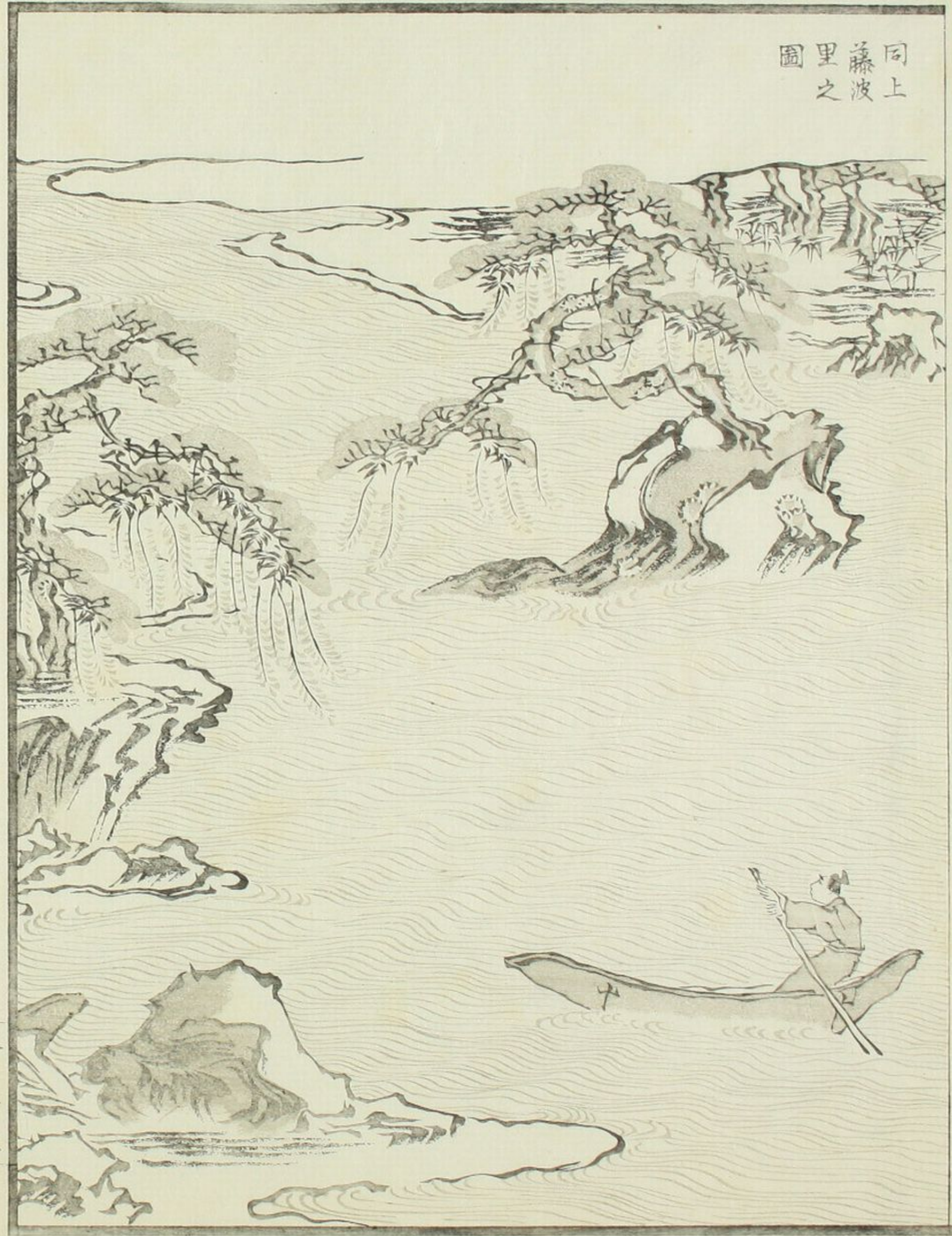
花より志々新く見るの如く片見  
 夢もかたあに可子あひゆるさるの如し







同藤里  
上波之圖





因ふ云ふ。祭主定忠卿、弘安九年の頃、荒木田神主并僧侶を  
 集合し、神境の勝地十箇所を撰び、歌合を以て、判を冷泉為世  
 卿に請ひしことあり。是世に傳ふる新名所歌合といふ繪卷  
 ものなり。判の詞は、為世卿和歌の筆者を、為相卿を以て、圖画  
 は、無落款なり。藝居紀談よき、土佐光信が女の由見えぬれど  
 も、時代をなぞず。伊勢神領内名所集よき、定忠卿、三津湊の圖  
 を、土佐將監光定小かへせたる由掲載したまはとも、土佐家に、光  
 定と云へる人なし。仍りて、今さぶらに究め難し。此の巻、原書  
 は、如何ある事より散逸したりけむ。天正の頃より、上巻ハ或  
 貴紳家の有とありしとぞ。下巻は、舊豊受大神宮祢宜久志  
 本家の所藏なり。近年、神苑會の爲に購得せられて、現に  
 徴古館に展觀場あり。即、藤波の里ハ、其の名所の一ふりて、

題画の模様ハ、川西あり、岩出祭主の宅と見えたり。

新名所歌合

- ゆく春をよめかねて、方代を松よぞちぎる藤波の里 大中臣定忠
- 契りなく春、来て見む松の枝のよ年にかう、宇波の里 荒木田尚良
- 春よきみまたの小野のあさち、お松系こめてかゝる藤波 荒木田成言
- この里に幾く春のあつて、ふぢ波の花咲く松も春をへぬらむ 荒木田延行
- 宮川のあさち、春のあつて、お松も春をへぬらむ 僧都行賢
- みや川や春ゆくおの志づらみを、春よかけたる藤波の里 法眼能圓
- 里人やよ年をかけて、契らむ松よ花さく、他のふぢなみ 荒木田成宗
- 幾く春を松よ契りて、後波の里のあつても、春をへぬらむ 荒木田長興
- このまことの春をうてか、さすらむよ年の春を、まつけらむ 荒木田氏行
- 縁から松よかかれ藤波のまことの盛に、見ゆるはるうな 荒木田経顯
- さだりる本よれ、梢もおなべて、お松よまらむ藤波の里 大法師良玄



春毎に色をふ松の代ふけて盛もひさし藤のみけさと

大法師圓親

木恋藤く松よむうひの里まてもほさかうたる藤波の里

荒木田定顯

縁かゝる松かそらぬ色見えて夏まぞかゝるあなみけと

大法師良譽

ゆく末のまも久き里の名を嘆きてあらずの藤波を

大法師尊親

三ち帰りをうにあひたるさとの名もむさうらふ春の夏波

大法師良惠

岩波里 いはみりのさと

新名所歌合の畫題なり。其の舊趾詳ならず。佐八村の南、圓坐村の西に當り、官川の水涯に突出せる巨岩あり。奔流、これに激し、白浪、つねに雪を卷ぐ。岩上よと、龍蛇の蟠居たるが如き老松、近年まで生ひ茂りてありき。恐らくは此の所ありべし。称宜補任至要集、應永三年執印内宮一称宜氏茂神主を、岩波と稱せり。されど、其の頃までと、此の里の存せしを知るべし。新名所歌合秋風ハ河音言くふる東小月報さあす岩波のきと 定 忠

ぬれてこそ光もまされゆく秋の月よ宿うせいをなみの里

尚 良

詠めつねぬ夜の月け新更けて川音言く岩波のきと

成 言

いく秋の月やどり春を岩波のまらゆる里に名をるむらむ

延 行

風流る秋の夕べの柳がげ乱きてなびくはそあみの里

行 寶

さとくもあそれさうらむ秋風や岩波言く音またつちあ

能 圓

月澄めぶうちぬるむらあそむか河音言く岩波の里

成 宗

つきもほそみこたまされ官川や清き流のいはさこのさと

長 興

松よ吹く秋の川音言く月澄み流る岩波のきと

氏 行

まら風よ川音たつる岩波の里もさやうに澄める月がれ

良 玄

かげ初る月もあそむの秋更けて河音言く岩波の里

經 顯

里人も月よ新ぬたや更けぬらむ川音言く漸くのいそ波

圓 親

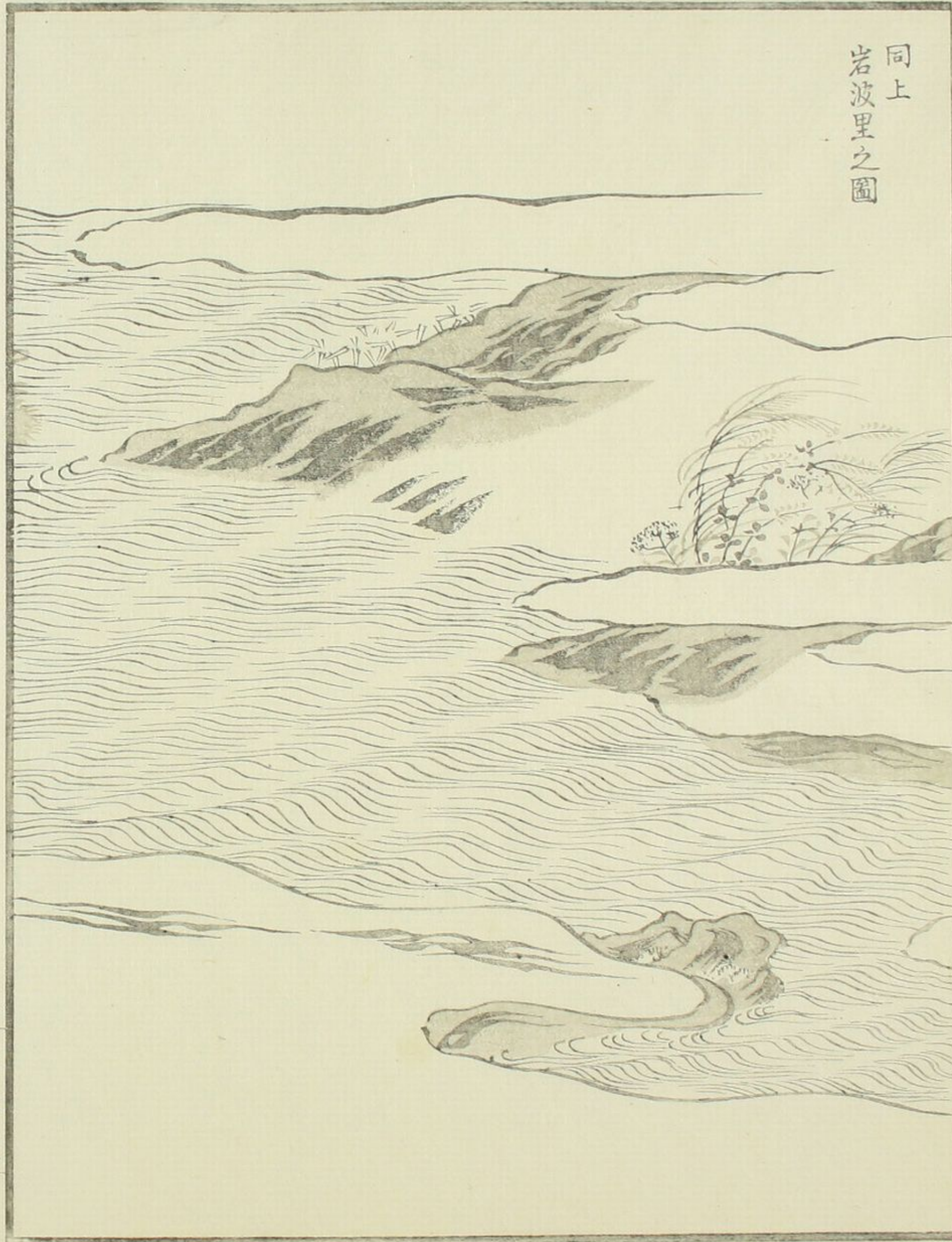
いそ波に月見よとそや秋風よ春あそむる岩波の里

定 顯

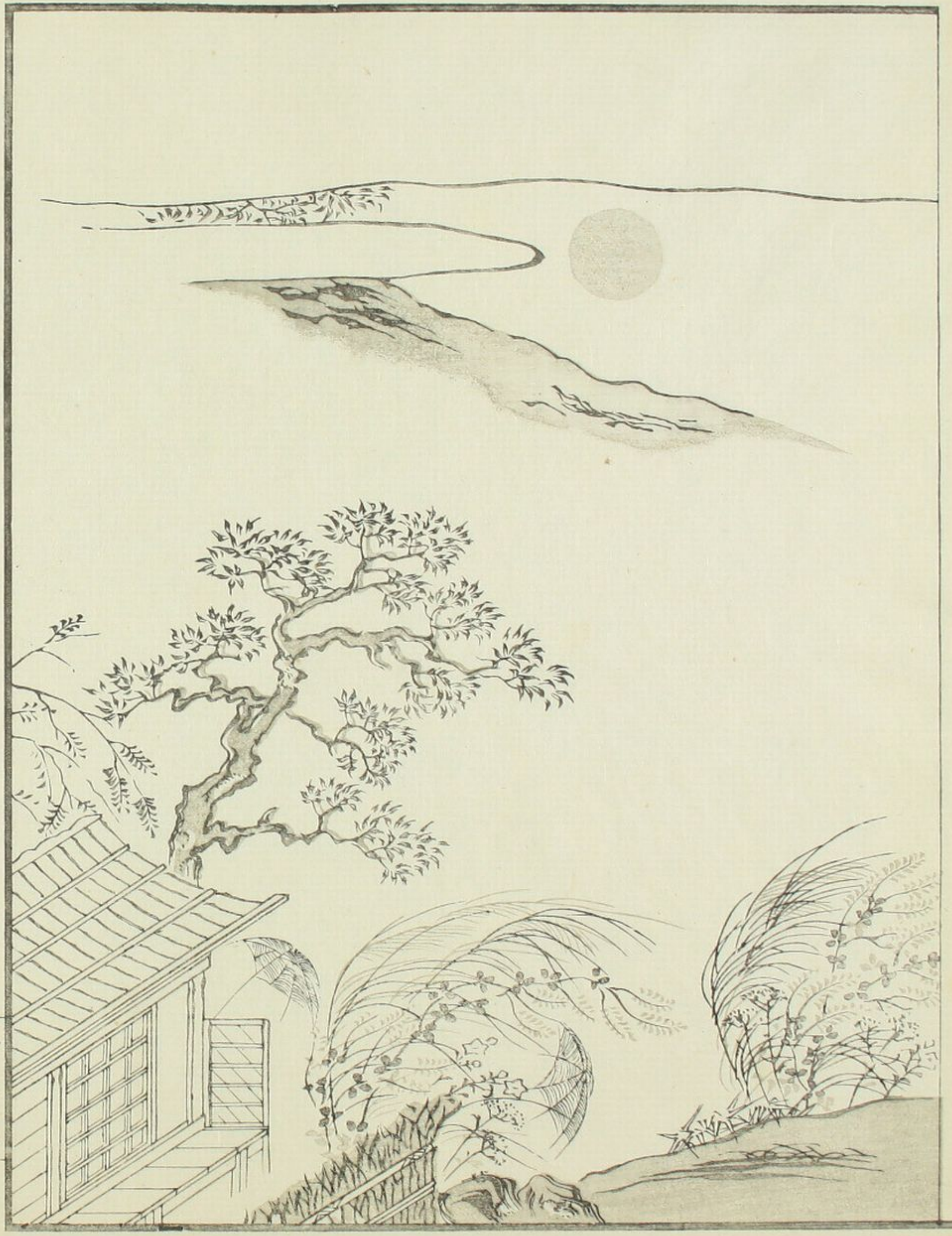




同上  
岩波里之圖







秋もや更けゆく月の氣をみて川風さむし岩なきの里 良 譽

澄む月のいろもきよく宮川や流よ長くは波のささ 尊 親

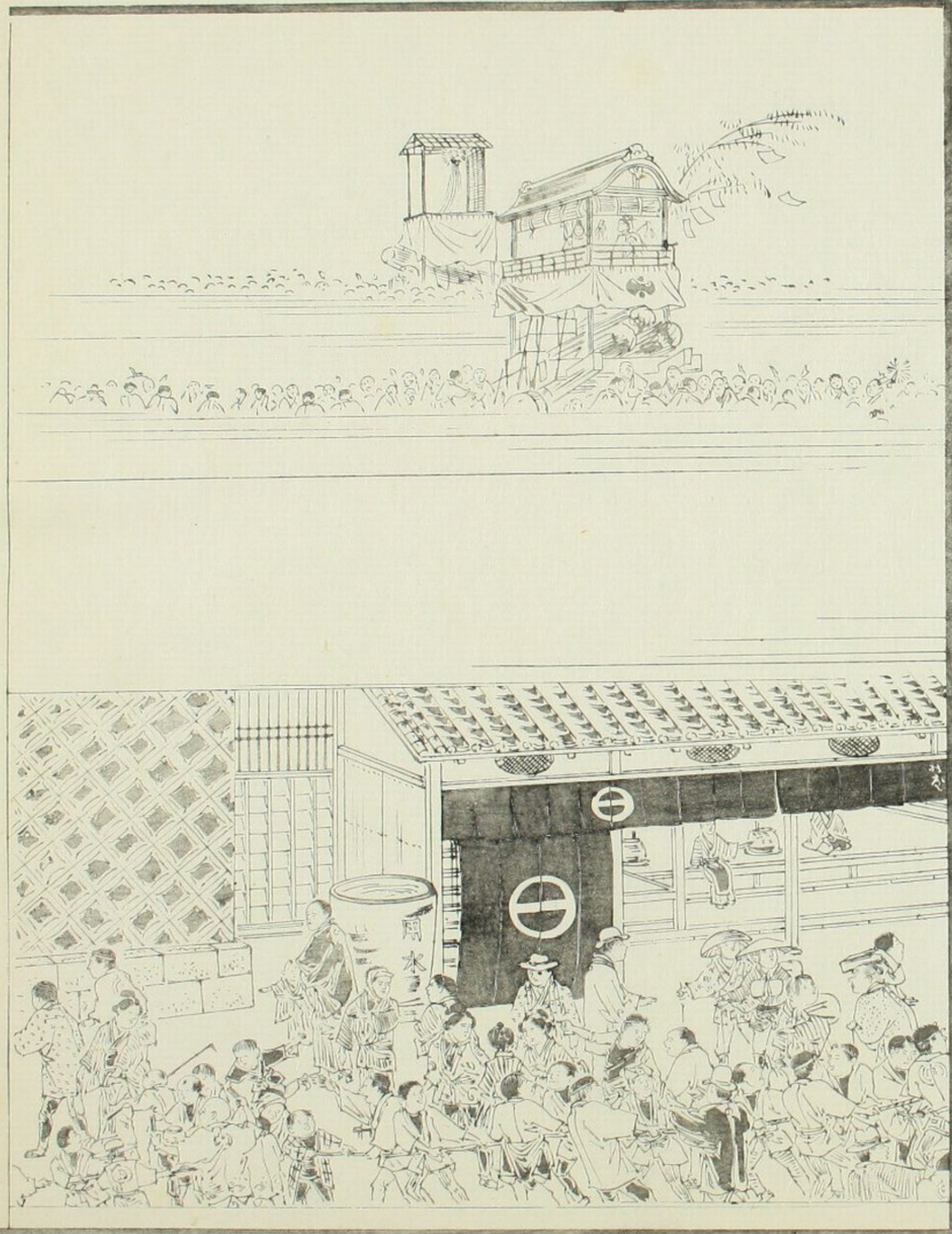
まむ月の氣ありぬの秋立ちて川音涼しいそかみの里 良 惠

山田原 やまだのほら 豊受大神宮大宮地 近傍の總称なり。

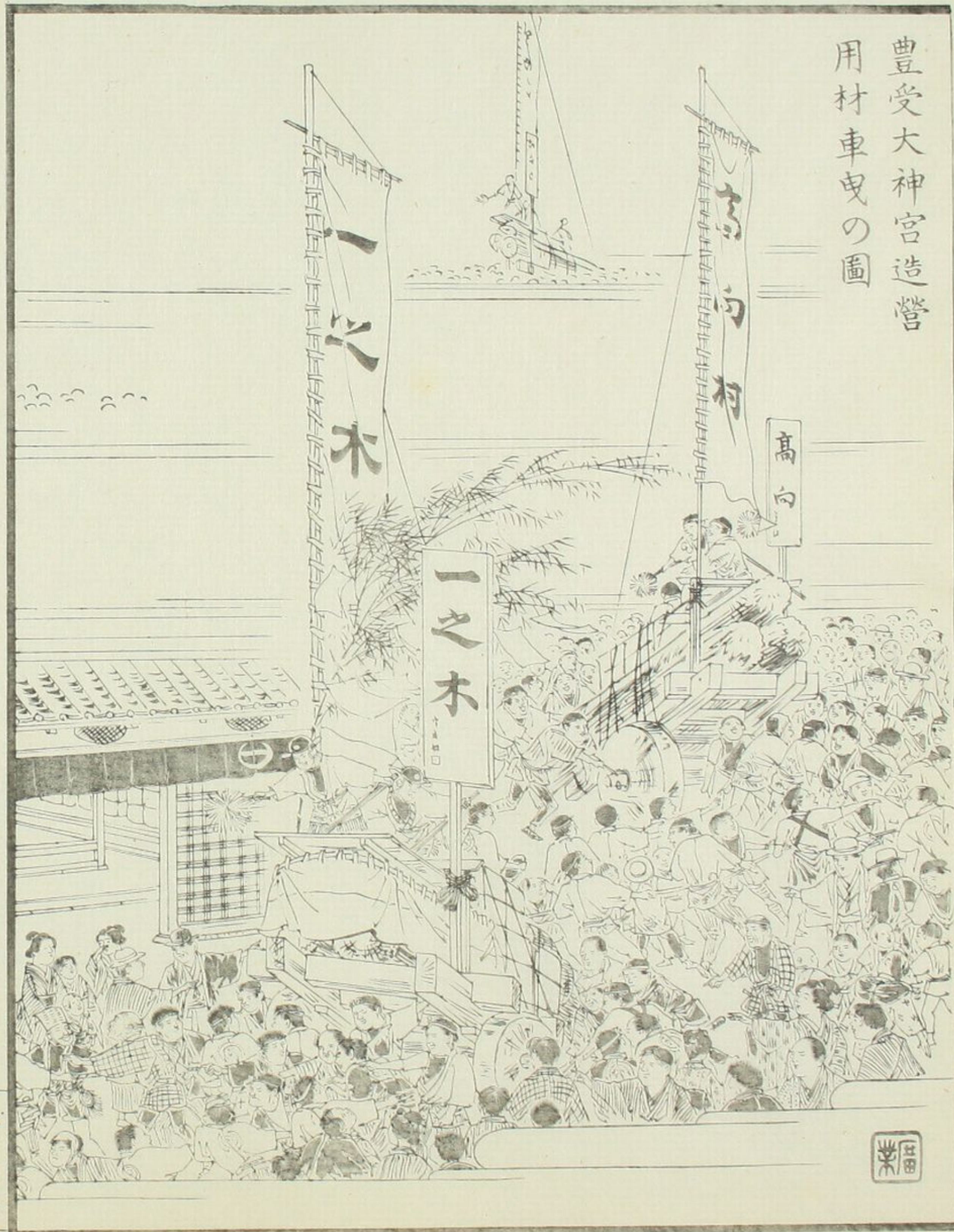
往古宮川の堤防全らざりし時、支流敷派よ分色、池沼林檎處々  
 交錯せらる平原なりしうら、沼本の平尾とも、或ハ山田の原ともひ  
 ひき中世より、人家稠密して、一都會を成すに至り。近年、宇治高  
 向、箕曲沼本、継橋の五郷を合せて、宇治山田町と称す。 郷名の注解ハ 上巻ニあり。

大同本記 大由氣太神宮儀式帳  
 度遇乃山田乃原乃下津磐根尔大宮柱廣敷立 畧  
 延喜式 延喜式  
 度會郡沼木郷山田原 延喜式  
 天皇我御命乎以氏度會乃山田原乃下津石根尔称辭竟奉  
 流 トヨ ウケノスメガミニ マヤク 畧  
 豊受皇神尔申久、○下

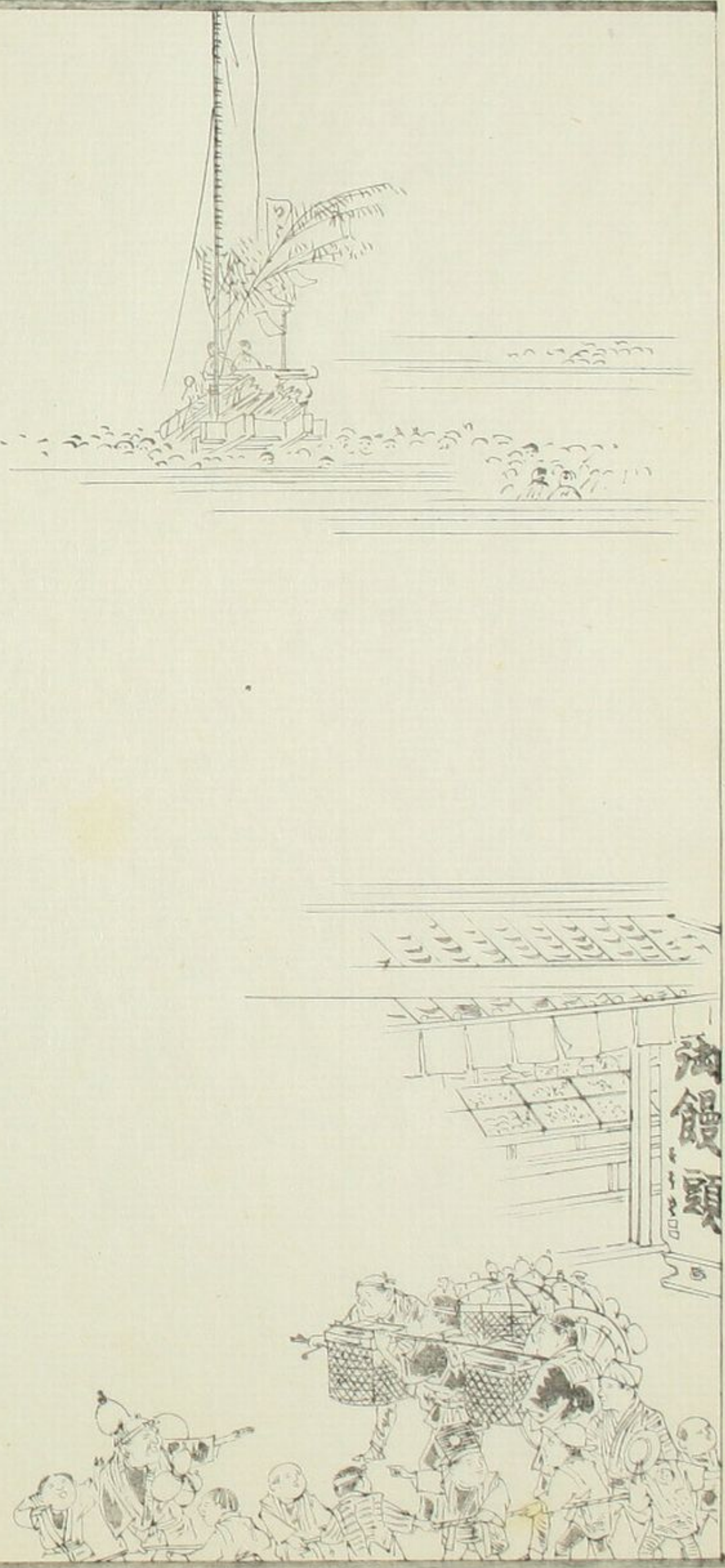




豊受大神宮造營  
用材車曳の圖







此は神宮造り仕へ奉る時の御造替材を、神郡の公民衆、  
 度會の大川乃邊より、夜會の宮まいきいりてまごありくる。こも、わし  
 よと、百子奉みあゆる御末なれむ、たやましく曳きうべくもあらぬ  
 業なるより、月を遣ひ、日代きねて苦き勤むるも、れうら、時よりてい  
 烏帽子素襖もど、あふあり、又い、あやしげなる賤夫のかうらそ、  
 月よをひいてまらぬづるも、あそど、神を敬ふ心、ひらくことあらべし。

社記

沼木郷山田村

明草本清圖書言編日本國序

康永參詣記

紀伊之西為伊勢北為三河其奥為

官川を渉り、端山、繁山の陰、不至りてみれむ、此面、彼面の里、  
 道をひらきて、誠小、ひと都なり。

新古今集

きこばともう、せせにきむ時、山田のそらの杉のむらさ

西行

同

鈴麻川、深き木の葉に、日教へて、山田の糸の時雨をそきく

太上天皇

同

神風や山田の糸の、桐葉に、くちかめをかけぬ、日をたき

越前

續拾遺集

うこ代より霞も、幾重へ、ごてきぬ、山田の糸の春の、つばの

西園寺入道

規子内親王、伊勢のいつきよて、くぐり侍りけるに、中納言、無明、長奉、  
 送使、よて、あへり、まう、し、時、祿、あど、給ひて、人、歌、よみ、侍りけるに。

玉葉集

神のます、山田の糸の、霧の子、かへるより、こそ、子代、ハ、教へぬ

源順

同

夕日さへ、やま田の糸を、見渡さば、秋の本陰、よ、早苗、とる、あ

藤原為忠

新續古今集

誰ちま、山田のそら、は、雪、かけて、神代、の、路、よ、あ、葉、摘むらむ

後九条

前内大臣



歌枕名寄

御集

時を忍むぬきをきくよりや山田のまらにま苗さつらむ  
後鳥羽院

同

夜の日けりつらからに深きかま田の系の枝の下かけ  
順徳院

壬生二品集

鈴麻路の園よとまらぬ時を山田の系乃攪月夜を  
家隆

千首

過ぎがてに志ぢりやすらへゆる房山田の系乃攪月夜を  
為尹

同

村雨乃今い山田の波して月よきつらわらきたは  
同

神道百首

うら風や山田のまらけうめ飛きさせうけてまあるみう垣  
兼邦

建保二年

楊さくやまごの系の花盛あきならむもほむすぢもむ  
慈鎮

宮川歌合

万代を山田の系れあや松ふ風ききまてくおまよはふなり  
西行

夫木抄

いかりまに松葉のをもむち藤き山田の系いふたれてぞゆく  
後光明寺

同

苗代のおを心にまらすれば山田の里を往ま記ふけり  
六茶

同

まら又神の為とわ里人の山田れ系よ為葉つむらむ  
為家

同

鶯の初音をきのふさきーくれ山田の里の梅乃立枝ふ  
能圓

正治二年百首

きみぞ代い山田の系よまらちぢの子なうまらむ松ハ限らじ  
土御門内大臣

建武元年度會朝棟亭會

雨志げきやまごのまらに月紅の晴う今宵を秋のせよせむ  
荒木田尚政

同

かりはさす山田の系よまらおのまをよまら八月やとらむ  
良惠

天文二年太神宮千首

諸人のつむもあろト管消えて産き山田の里の為葉ハ  
内大臣

宮川町

中の渡より、山田市街に入る、最初の町あり。元ハ、中河原と称し、近村の属地ありしを、近年市街に編入せり。

此の地諸國より参詣する人を送り迎ふる所よして、車馬織る如く、往來の貴賤踵を接し、その雜沓いふがかりなし。両側も、茶店、簷を連ね、思ひよくある参詣の標旗、講社の記号等、翻とらして風

は翻とらり。

京町

宮川町の中央より、南へ折きて、松の列樹あるあたりをいふ。中島町に属す。

是、京都より勅使の参向する官道ありしによりて名づけし歟。



中島町

上の渡の街道より、京町よりの国道と合す。片原、小川町、河原町、中野等の本町に属する坊巷あり。

中島合戦

鳥羽の城主九鬼大隅守と、岩手の城主稻葉藏人頭との間、常々不和ありしが、慶長年中、稻葉藏人、九鬼を討つむとて出陣せらる途次、其の一族なりしが北勝藏辰親と云ふ者と、此所にて戦ひたりとぞ。事、舊記に載せたり。此に、中島兵乱記を抄出して、其の大概をおのほすべし。

中島兵乱記

雨時、稻葉藏人、頭ハ、當國岩出村ニ、城ヲ築キテ住居シ、九鬼大隅守ハ、志州鳥羽ニ、城ヲ構フ。然ル所ニ、此ノ兩主、遺恨、相殘ル事アリテ、親睦ナラズ。中島ト岩出村トハ、其ノ間近クシテ、音信、猶疎シ。藏人ト大隅守ト不和成ルニ依リテ、北ノ一門モ、岩出ヲ避ケテ、專ニ、鳥羽ヘ歸服ス。且、勝藏ガ娘ヲ以テ、大隅守ノ子九鬼主殿

ト婚姻ノ約ヲナセリ。大隅守秀隆、石田治部少輔ト、心深く相通ズ。依之、藏人、頭前ニノ宿意ヲ以チテ、能キ隙アラバ、九鬼ヲ討タント相謀ル。此ノ隱謀、早く、中島ニモレ聞エケル故ニ、慶長五歳八月下旬、九鬼主殿、兵卒二百餘人ヲ引具シテ、勝藏ガ宅ニ隱伏ス。同九月朔日、藏人、頭、九百餘騎ニテ、旗指シ立テ、岩出城ヨリ打チ出テ、植地村ニ至リ、離宮院ノ前ヲ經テ、小俣村ノ東方ヨリ、宮川ノ渡瀬ヲ打チ越エテ、中河原ニ着陣ス。此所ニテ、人数ヲ揃ヘ、先手ハ、漸ニ見村ニ發向セント欲スル所ニ、其ノ儘、旗頭ヲ引返シ、北ヨリ南ヘ、逆押ニ、中島ニ攻メ入り、一番ニ、勝藏ガ固ムル所ノ北口ニ打チ向フ。○中先陣ハ、已ニ挑ミ戦フ。後詰ノ勢、横手ニ、堤ヲ馳セテ、櫛外ヲ廻リテ、多クノ精兵、東口ノ大道筋ニ向フ。勝五郎ノ手勢、門ノ狭間ヨリ、鉄砲ヲ放ツ。堤ヨリ馳セ下ル敵、一騎



モモラス事ナシ。東口ニテ、敵勢都合五十餘人討タレタリ。其ノ  
中ニ、藏人ノ從弟佐藤五左衛門、其ノ外村田又兵衛、野原太郎兵  
衛ナド云フ勢兵十一騎アリ。畧中爰ニ、藏人ノ家ノ子金森八左衛  
門ト云フ者、一番乗ヲセントテ、高堀ヲ越ユル所ヲ、勝五郎、鎗ヲ  
以チテ、八左衛門ガ左ノ眼ヲ突ク。倒レテ落ツ。八左衛門ガ郎等、  
勝五郎ガ鎗ノ柄ヲ切ル。青貝ノ柄ノ切疵有ル鎗、左大  
夫ガ家ニ残りテ、今ニ在リ。勝五郎ノ  
郎等與左衛門ト云フ者、八左衛門ガ首ヲ取ラントスル所ヲ、八  
左衛門郎等、與左衛門ヲ殺ス。敵大勢息ヲモツガズ攻メハレバ、  
勝五郎下知シテ、古井ノ積石ヲコボチテ、兵卒ヲシテ、ツブテニ  
打タシム。其ノ石ニ、甲ノ鉢、鎧ノ袖ヲ破リ裂カル、モ人、數ヲ知  
ラズ。藏人、頭ハ堤ノ邊ニ陣取リテ、軍兵ノ指引ヲナス。北口ニハ、  
勝藏、主殿、茂原ノ吉田惡齋、弥四郎ガ類、三百餘人シテ、爰ヲ防グ。

北ノ隅戌亥ノ堤ニ、八幡ノ森アリ。敵、八幡ノ道筋ヨリ攻メ入り  
テ、相戦フ。敵ノ手負死人、四十餘人、味方ニモ、東北ニテ、手負死人、  
六十餘人有リ。勝五郎家來彦兵衛、與左衛門ハ、東口ニテ打タレ  
ケリ。北方ニテハ、主殿ノ家老主水、伊藤十内ナドモ、打死ナリ。西  
口ニハ、宮川、自、要害ノ地、相備ル。依リテ、孫大夫ガ手勢、纒ニ、廿四  
五人シテ、爰ヲ堅ム。人數少クシテ防ギカネ、此ノ所、早ク敗軍ス。  
南口ニハ、外記父子、内藏ナド、主從七十人計ニテ、爰ヲ堅ム。北口  
勝藏ガ手、既ニ敗レテ、敵ノ大勢、櫛内ニ乱レ入り、先、火ヲ懸ケテ、  
近邊ノ家ヲ燒ク。畧中 九月朔日辰ノ上刻、合戦始リテ、未ノ下刻ニ、  
藏人、頭、軍士ヲ引キテ、岩出ノ城ニ歸ル。九鬼大隅守、熊野新宮、堀  
田房州等、中島合戦出來リヌト聞キテ、是ヲ救ハン為、其ノ勢ニ  
千騎計ニテ、申ノ下刻ニ、中島ニ到着ス。中途ニテ、中島敗軍ヲ聞



キテ、兩主、筋向ニ、威勝寺ニ屯ス。九鬼主殿、北ノ一族馳セ集リテ、合戦ノ様体、具ニ申ス。兩主、大ニ感ジテ、其ノ翌日、兩主共、鳥羽ニ歸リ給フ。

志等美神社 中島町の南、辻久留町ニ坐す。豊受大神宮の攝社あり。

大河内神社 以下三社位階昇進の事ハ、清盛堤の處ニ載せたり。

打懸神社 同社域ニ坐す。豊受大神宮の末社あり。

部野井庭神社 同社域ニ坐す。豊受大神宮の末社あり。

正殿拾參區 長各五尺、廣各三尺、高各三尺、玉垣拾參重、廻長各六尺、高各八尺、御

門拾參間 高各八尺、廣各六尺。

右十六社、官幣充奉、但十三社者、國充料、令造奉於祝、又春秋並三度、祭者、節別、祢宜、内人等、率祝等供奉、此祝死、闕替、祢宜等、申送、太神宮司、即卜食定、其後、家被清預供

奉事

同書

打懸神社 外七社ハ畧す。

右八社、未載、官帳、但社无料、祝造、奉、但年中三度、祭者、祢宜、内人等、率祝等供奉、此祝同、如上、卜食定。

志等美社 延喜式度會宮所攝十六坐 大河内社 外十四坐畧す。

右諸社、並預祈年神嘗祭。

志止見社 天喜廳宣

志等美社 坐沼木郷 大河内社 坐同

打懸社 長徳檢録 在、山幡大

撫懸社 御竈木帳四十七前神社 大河内社 志止見社

各有祝預請物

栗尾岡 くろのをが 山幡淵 やむたのふち 共ニ、豊受大神宮の四至なる、西の境ニあり。郷談ニハ、栗尾ハ、今の辻久留町、即、クルヲの下畧



ふるべく、山幡淵ハ、其の町の西なる小川町の辺に在りけむといへり。志等美神社の社地あたりをいひあるべし。

神祇官符伊勢太神宮司

可定置豊受太神宮四至事

近四至去神宮大垣外四方各肆拾丈

遠四至東限赤峯並樋手淵南限官山西限栗尾岡並山幡淵北限官川

右得官司去十一月廿七日解狀你彼宮神主解狀你謹檢

按内太神宮四至東南西深山無有人宅北限宇治河者其

程去宮一里餘此内不住人宅禁制尤嚴此則為禦穢事也

此宮四至未被定置但去寛平五年十一月廿七日司符你

宮近居住百姓之宅有火失事殆及宮内自今以後任格條

自宮四方各冊丈之内居住人宅一切禁斷若不損出科違

格罪見任解却曾不寬宥者自尔以來為近四至也又依古  
老傳件遠四至内神宮神主領來尚矣又宮閑地等諸人構  
公檢地争作于時以去延喜十九年九月十三日言上被判  
你宮四至内不可有公檢地早勘制者而猶詐不止又遠四  
至内南方限山無有人宅東西去宮三四町程此内居住百  
姓或時産穢或時死穢舉哀葬送此則可禁制之狀司符度  
々々以畢爰去延喜十九年以往穢事不糾之急屢被勘當  
宮司神主等望請准太神宮例將被定置遠近四至但汚穢  
之時郡司行事出四至外者司加覆勘所申有實仍言上如  
件望請官裁依件定以嚴神事者官依解狀下符如件宮司  
宜兼知立彼四堺榜示不可令致汚穢符到奉行

伯大中臣朝臣安則

大祐齋部



大副大中臣朝臣奥主 少祐大中臣正廉  
少副大中臣利世 大史直助鑿

延長四年四月十一日 少史戸

小河橋 土俗、こむごの橋といふ。中島町と、同町字中野との間、架せり。往古ハ、宮川の支流ふりき。

辻久留町 中島町に續ける國道あり。

二俣町 辻久留町に續ける國道あり。往古ハ、田村と稱せし由。今、横巷一、田原と云ふあり。其の名稱の遺れるもや。

天神山 田原の南にあり。往昔、麓に、菅神の廟ありしを以て名づく。土人、經塚と稱す。此の地より、曼陀羅、梵字、佛經等を彫刺せる古瓦を掘出すこと、毎々あり。中ハ、兼安四年

浦口町 文字現れたる物もあり。摸寫して、左に掲ぐ。二俣町に續ける國道あり。中島町より此の町までを、上の郷といふ。堤世古、山名、新屋敷、正法寺裏、大田殿世古等の、本町に屬する坊

筋向橋 常磐町の西端にあり。筋違に架するを以て、名を得たり。宮川中の渡より、宮川町、常磐町、字茶屋町、浦口町、字堤世古を経て往來する間道の、相合ふ所あり。

常磐町 浦口町に續ける國道なり。元、上中之郷町と稱せしを、近年、今世古、河崎世古、大間廣、茶屋町、等の本町に屬する防巷あり。

城山 常磐町の南にあり。橋村世古なる橋村家の、構内に屬せり。

文明十八年、村山掃部介武則、陣營を設け、北畠國司の軍勢を拒みし所あり。其の事跡ハ、伊勢軍記、勢陽雜記、久志本年代記、先規錄、官司引付、遷宮次第記、文明一乱記、子良館日記等に掲載したるも、孰も大同小異なり。此ハ、簡明ある舊記を摘撮して、左に掲ぐ。

橋村家所藏古券

永代進置候城山之事

右山、并ニおこし茶石む、少後不殘、我等持分、一圓渡し申候、東常勝寺におこし田島限り、南ハ、天神ヲ限り、西、心藏寺におこし道を限り、内、山麓を限る、自然、此上之地内ニ付、自何方申事候、



眾生悉是吾子而今此處多諸惡難  
 住我一人能為惡難雜復教詔而不信受  
 於諸欲染入與若深故是以方便為說三乘  
 令諸眾生知三界苦開示演說出世間道  
 是者子等若心決定學定三明及六神通  
 有得經見不履如汝舍利弗我為眾生  
 如此譬喻說佛乘汝等若能信受是語

一切皆當得成佛道是乘微妙清淨第一  
 於諸世間為最上有上佛所悅可一切眾生  
 所應稱讚供養禮拜無量億千諸力解脫  
 禪定智慧及佛餘法得如品果令諸子等  
 日夜勤修常得遊戲樂諸菩薩及聲聞眾  
 乘此寶乘直至道場以是目緣十方諦求  
 更無餘乘除佛方便告舍利弗汝諸人等  
 皆是吾子我則是文汝等累劫眾苦所燒







ちり者暇ばかりしりせり  
 やそ融びあいのけんかみ人  
 我城へうり入るまじびとうり  
 我とやそかんまうるわんこいす  
 二日たうらうかかんてし  
 三人うらうらうまじせり  
 びきりし

共何時成共我等罷出相済可申候就其為所推代銀子三百文  
 目、慥ニ清取申事實正也於此儀若いりやう此書物出候共わん  
 ぐたうをく候仍為後日證文如件

文禄五年丙申二月廿二日

村山掃部

武勝花押

使ニ候

源右衛門

橋村主膳殿

観音山蓮華院梅香寺

西世古より南十丁餘、高倉山の西、  
風音山の半腹にあり。浄土宗あり。

開基蓮隨意上人の智恩寺智譽幡随上人の徒弟ありて元和元年十  
 月七日、此の寺を創立せり。大檀那ハ於梅の方なり。於梅の方ハ  
 青木紀伊守の息女ありて、徳川家康に奉仕し、後本田上野介に  
 嫁せり。故有りて、洛東法林寺住職袋中上人の門に入りて落飾



寛永四年、うゝにて、本堂の北、坐禪石の東、草庵を結び、住居  
せし事廿一年、正保四年九月十一日、寂せり。號して、蓮華院殿  
窓譽梅香大禪尼といふ。又、寶永年間、碩徳を以て、祐天と名を等  
しくせし、寅載上人も、此に住職せり。境内、幽邃、閑寂、よして、東南ハ、  
嵯峨たる高倉、鼓岳の翠屏を負ひ、西北ハ、市街村落の碁布せら  
るを俯瞰し、尾参の遠山ハ、遙に、黛色を、雲浪渺茫の間、呈し。風景、  
實、壯絶なり。

奉行屋鋪

野の世古よりあり。今の早修小學校の敷地なり。慶長九年、山田奉行日向半兵衛、公廨を置きし所なり。

草奈伎神社

常磐町の北に當る大間廣に坐す。豊受大神宮の攝社なり。

垂仁天皇の沖代、越の國に、凶賊起りし、度會氏の祖神大若子  
命、詔して、征伐せしめ給ひき。其の時下し給ひし、標の劍を鎮  
め祠を造る社ありと、延喜本系帳、及祢宜補任記に見ゆ。草奈伎の

號ハ、日本武尊の寶劍小比へて、後人の稱せしなるべし。

大間國生神社

同域内、坐す。大若子命、乙若子命、を祀る。豊受大神宮の攝社あり。

草奈伎神社

正殿壹區、長六尺、廣四尺、高三尺、玉垣壹重、長七丈、高八尺、御門壹間、廣六尺、高八尺

大間國生神社

正殿貳區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺、玉垣壹重、長八丈、高八尺、御門壹間、高六尺、廣六尺

右三所神社、造宮使造奉、此、祝死關、替申送、太神宮司、  
即卜食定、其後家被清預、供奉事、ハ、この兩社、月讀神、  
社を合せた、  
る數あり。

延喜式度會宮所撰十六座  
草名伎社

大間國生社



右諸社、並預祈年神嘗祭、

社記

草名伎社

坐沼木、郷山田、杖、傍註、標、劔、仗、

大間國生社

坐同村、傍註、大若子、乙若子、命、東大間、西國生、同玉垣、内座、

草名伎社

大間國生社

御竈木帳四十七前神社、延喜本系帳祢宜補任

大若子、命、越國荒振、凶賊阿彦在天、不從皇化、取平仁罷止

詔天、標、劔ヲ賜比遣、支、即幡上罷リ行キ、取平天返事白時

天皇歡給天、大幡主乃名乎加辺給支、

清野井庭神社

坐草奈伎神社の東、田圃の中、止由氣太神宮儀式帳、豐受大神宮の攝社あり。

清野井庭社

延喜式度會宮所攝十六坐

清野井庭社

社記

清野井庭社

坐同郷山田村、傍註、大間社、東野、草野姫、命、御竈木帳四十七前神社

清野井庭社

天喜應宣

清野社

下中之郷町

常磐町ニ續ける國道なり。南ニ不動世古、新屋敷、北ニ浦之橋、長之世古、上之町、上之久保等の、本町ニ屬する坊巷あり。

今社

上之久保の北端ニ坐す。山田産土神八社の一あり。或今ハ、おぼえて、清野井庭神社の旧地かりと、

八日市場町

下中之郷町ニ續ける國道あり。南ニ市場、為田、横橋、新屋敷、坂之世古、片町等の、本町ニ屬する坊巷あり。

此の地、中世、毎月八日、郷人、市麿を開き、諸物品を交易せし所なれ

む、此の稱あり。

上座蛭子祠

同町ニ坐す。市場の祭神あり。

此の祠、元、市場たりし折の面影を遺存せるふや。毎月八日、忌竹を立て、神燈を懸けて、祭事行ふ。士女絡繹せり。

因といふ。山田の市街、所々、市場ありき。五日ハ下馬所、六日

ハ、岡本、三日ハ、岩淵等、舊記ニ詳あり。今、猶三箇所とも、蛭子の祠を存せり。是、市場ニ祭神なきハあるべし。



坂社 坂之世古に在り。山田産土神

靈縁山等觀寺 坂社の西に在り。禪宗曹洞派なり。

一 彌宜從三位度會神主常昌靈社 坂之世古の南、田圃の中、土俗飛社、又冠塚と云ふ。石

疊のこゝにて、社殿ハなし。

常昌神主ハ文保元徳年間の一祢宜なり。神道の學ニ精シカド  
シことを、舊事紀玄義の序を見て知るべし。其の他、著書多シ。就  
中、禁忌服假の條例を撰定シ、文保記と名づけたるものあり。又、度  
會姓族類の系譜を調査シ、其の筋ニ注進シたるを此阿り。世に  
之を、元徳奏覽系圖といふ。是等ハ、其の最後世代益シたる著作ナ  
リ。曆應二年に薨去せられたり。或ハ云ふ。宮域内下部坂より昇天  
志たりと、是、高貴の人レ死スル哉、天ニ歸るといふ古傳あり。よ  
リ、其の人を、神聖ニせむとて取り添へたる強ニとあるべし。され

ど、其の徳望ありしを思ひやるふら足りぬべし。

曾祢町 八日市場町の北に在り。高柳、今世古

奉行屋敷 高柳の南役所

慶長年間に、山田奉行長野内藏允、元和年間ハ、同奉行山岡

図書頭、公廨を置きし所あり。

新町 高柳の北にあり。宮川より、直ニ、河

元文年間、旅人小憇の為に、茶店を設けたるが、其の濫觴より、  
今ハ、章臺楊柳、白馬を繋ぎ、演劇歌舞絶ゆる間あり。殊ハ、夏月  
の納涼も、個々此妙技を盡し、涼棚樓閣の紅燈晝を詔くばる

るなり。

一 志久保町 八日市場町に續ける國道あり。南ニ、七ツ町、館町、八幡世古、風

並木 本町の南



宮市場文書 御裳濯川歌合背面  
久志本常幸所藏  
彌宜度會神主庭行の書あり。嘉元年中現任なまは、  
其の頃の物なるべし。

宮市庭 酒 事 枕中河原古市

庭中中状下相壽高人 之 坊市

沙虫 惟次之 官御使未 旨 吉口 了同

音 由 天及 惟 玦 之 仁 先 傳 例 尤

能字使丹 訪 同 在 友 市 之 而 取 了  
有 由 成 叙 作 次 誠 心 隆 之

五月二十日 梨 花 春 夜 曲

自 堂 敬 興



往古、豊受大神宮の四至近境、人家あつて、時、此所より下馬所  
まで、列木、鬱葱たりきといふ。故、この称あり。文保記にも、不浄ノ  
輩ハ、並木ヨリ内へ入レズと見えたり。

内宮年中行事山宮祭本目神事條

於外宮並木有下馬

同書瀧原神態條

外宮北御門前於並木有下馬

若宮八幡社

八幡世古坐す。往古ハ、此の辺を、津島崎といひき。此の社、益津島某と稱せし宮司の鎮守社からむ。

藤社

八幡社の東坐す。山田産土神八社の一あり。石墨のみよて社殿をなし。元長参詣記、専女神を祀るとあれど、旧記ハ見えず。

大世古町

一志久保町の北あり。尼ヶ辻、新道、靈岩寺町等の本町ニ属する坊巷あり。近頃、米穀取引所を設く。

新道

本町北端を、東ニ折きて、一之木町、走下ニ至るまでをいふ。

文政年間、田沼を填めて、其の築地ニ、兩三軒の茶店を設けしが、  
次第、繁華に趣きたりとぞ。今ハ、兩側、繞ひて、大厦層閣を構へ、  
唱歌、絃聲かまびそし。亦、一の銷金窩なり。

一之木

大世古町の東あり。元、櫛と書す。往古、此の地ニ、櫛の大樹あり。走下、北町、會所世古等の、本町ニ属する坊巷あり。

須原大社

走下小座す。山田産土神八社の一あり。或ハ云ふ。高河原神社の舊趾ありと。

走下青物市

須原大社の北あり。往古、地形卑かりければ、走り下りせしを以て、字としたりとぞ。

此の所ニ、數軒此青物問屋ありて、毎日午前六時頃より正午ま  
で、市場を開く。菜蔬、果實、乾物、諸漬物等、近郷山野ハ云ふも更あり。  
尾、参駁、遠、其の他近國の産物まで、或ハ荷ひ、或ハ車馬まで運搬  
し、街頭ニ、山をなせり。其の往来乃填盈、人聲の喧騰、きこく、殆  
名状をべうらじ。

三方會合所舊址

會所の世古ニ在り。須原方、坂方、岩淵方の三方年寄集會して、市政を執りし所あり。或、維新の際ニ廢

せられ  
たり。

福島掃部頭源正頼墓

走下の北、越坂へ行く道路の東あり。碑面に、福昌院殿前洒掃鉄叟道牛大居士と刻せり。

藩翰譜、武徳編年集成、兵家茶話等を按ぶるに、掃部頭正頼ハ、福島  
左衛門尉正則の弟まで、始、豊臣氏ニ仕へ、伊勢長島の城を領せり。一  
石



慶長五年の秋、兄正則と共に徳川氏に属し、小勢よて、自城よ立て籠る。原隠岐守胤房、此の城を攻む。戦半よして、関原の合戦、上方勢敗軍の報あり。胤房、自圍を解きて、落ち失せたり。此の年十一月、正頼功によりて、大和宇多城を給もり、之よ移る。三万石元和元年六月、己の家臣の事より、罪を得て、所領を没収せらる。夫より、伊勢山田に落ち来り、西河原町敷世古高河原邊に居をとり、寛永十年九月二十五日、同所よ於て卒たり。其の子孫よや。寛文三年の頃、福島助六と称せし者ありき。大宮司精長朝臣の山田奉行八木但馬守宗直に差し出されし、管社勘文よ、高河原社の舊趾ハ、福島助六殿乃屋敷云々と見えたり。

宮後町

一志久保町の東よ續ける國道あり。豊受大神宮の本殿、南面よて、此の町、其の後よ當れるを以て名づけけり。狀、東西を、表宮後といひ、北よ折きて、月讀の宮よ至るにたり。横宮後といふ。南よ、館町北よ、西河原、藤之木、四ッ谷、辻、後野、鍛冶屋垣外等の坊巷あり。外宮の域内よ

り、神社港よ至るよハ、此の道を取るを便とす。

通神路

横宮後をいふ。古くより、口碑よ傳ふる歌あり。

宮柱立ててありより、月夜見の神のゆきり、中世をみち

月よみの宮づりて、風よむき通ふ神路を、ほめざらぬや

月夜見宮

横宮後の北端よ鎮り座に。豊受大神宮の別宮あり。

當宮ハ、儀式帳、延喜式等よ記せるが如く、元月夜見社といひしを、土御門天皇の承元四年五月廿二日よ、宮號宣下ありて、別宮よ列し、神殿を増作せられたり。又、頭工日記、應永廿六年正月四日の條よ、月夜見宮、同小殿云々と載せたは、其の頃までハ、神殿二字ありしなり。宮域の四至封疆、沼湟を繞らし、その内よハ、老樹翁壽として、實よ千古の風致を存せり。

止由氣太神宮儀式帳  
月讀神社



正殿貳區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺、玉垣壹重、長八丈、高八尺、御門壹間、高八尺、廣六尺、

延喜式度會宮所攝十六座

月夜見社

社記

月夜見社、坐沼木、鄉山田村、

類聚神祇本源

月讀宮、在神宮北、四面堀百二十二丈、四至、去瑞垣、東西南北二十二丈、

准土宮、嘉例、依申子細、兼元四年五月廿二日、被下、依請、宜

旨、被授、宮號、了、建曆元年、辛未造宮使增造神殿、准內宮、加作

小殿以下、同十二月十八日、奉成、遷宮、畢、

類聚大補任

建曆元年、豐受太神宮遷宮造宮使從五位下行神祇權少

祐親繼、今度造、加別宮月讀宮一院、右、神者准土宮之嘉例、

依神事之增加、定別宮、可被增、作寶殿、寸法、之由、兼元四年

三月廿五日、次第上奏之處、同年五月廿二日、依請、被下、宣

旨也、增寶殿、寸法、諸事任土宮之例、致沙汰、募別功、以私物、所造進也、

康永參詣記

月讀宮又系りて拜すれば、森の朽葉、跡をかくして、庭の冬草、塵をなせり。月讀の神名を思へむ、神代の事もきくなれたる心よて、いくとせう、あはま垣ありぬらむ神

代の秋乃月讀の宮

高河原神社

たかがはらのたもと

月夜見宮の域内又坐す。豐受大神宮の攝社なり。

當社ハ、神名秘書の注、一名川原坐國生神とあるを見れば、神名帳、川原坐國生神社と記し、齋宮式、川原國生社と載せたるも、即此の社あり。相傳ふ。舊社域ハ、此の所より、一丁許、東西河原、藪世古ありきと云ふ。又、須原大社ならむといふ説もあれども、証とあるものなし。應永年中、頭工日記の文、依色、其の頃、己ふ



今の地よ坐ち了趣なり。

止由氣大神宮儀式帳

高河原社

延喜式度會宮所攝十六社

高河原社

神名秘書

高河原社

社記

高河原社

頭工日記

高河原社

沼木平尾行宮舊趾

ぬぎのひろをのあぐさのきう

雄略天皇の二十三年、豊受大神宮丹波國與佐の宮より御遷幸

の節、所これ行宮を經させられ、當國一志郡山邊の行宮より、先

此の所より移り給ひ、三箇月の間坐し、まゝ靈蹟なり。

荒木田盛澄神主の

神道庭訓よ云ふ、西河原藪、世古と云ふ所の奥、藪あり。其の中、北

高きよ在る小祠、是ぞ高河原あると、古来云ひ傳へたる由、貞副長

官の説なり。また、中啓間合草よ云ふ、元祿四年辛未八月、荒木田盛

尹神主、改高河原社、舊地、西河原町藪、世古此地、當月讀宮、東依、往古

傳加之、寛永年中ト、去年四月ト、於此地、古代ノ土器數多掘出之、沼

木、平尾、高河原、無紛、旧地、惜哉、此地、依、民家、住處、成、上古、社、迹、不、分、明、

雖然、爰、近年、号、天津神、有、小社、因、茲、其、社、迹、三、間、四、面、築、石、垣、為、高、河、

原、社、敷、地、故、平尾之旧地、此、地、ニ、必、セ、リ、と、載、せ、たり。明治初年の頃

までハ、石、疊、の上、古、樹、兩、三、本、残、り、一、り、あ、り、と、今、ハ、

田圃とありて、盛尹神主の厚意も、空しくありぬ。

御鎮坐本紀

伊勢國鈴鹿神戶御一宿、次、山邊、行宮、御一宿、次、遷、幸、度、相、沼

木、平尾、興、行宮、天、三箇月坐焉、號、今爾處、天、名、離宮也、夜々天

人降臨、而、供、神樂、今、世、號、豐明、其、縁也、來、目、命、裔、屯、倉、乙、女、小

男童神宴焉、戊午、秋、九、月、望、從、離宮遷、幸、山、田、原、之、新宮、

離宮院神序舊趾あり。

同所よ

神序ハ、かむたちと讀む。神三郡の租税を徴し、貢物を収むる政

所なりき。垂仁天皇の御代、皇大神宮御鎮坐の當初ハ、有、尔、郷、島

墓村よ設けらるるを、孝徳天皇の御代よ至り、十郷を、多氣郡と

し、十郷を、度會郡と定めて、神序を、少尉と改め、若、屯、倉、を、立、て、督

二ノ三十八



領ミツを以て所轄せしむらひ進シノき。然れども、幾いくむくもなく、まま、督領の職を廢せられ、同御代ニ、太神宮司の職を置おき、中臣香積連ミナト、須氣を以ちて、之これを任ませられしり。是、太神宮司の權輿けんいなり。此の太神宮司の職務を執とる所、即、神序にて、香積連須氣就任以來、凡およ百五十年、神郡の諸政を執行せし、舊跡あり。まま、此の所こゝ、齋内親王の別館、諸司宿舎しよしよありて、その一郭内を總べて、離宮院りきういんと稱なたりとぞ。然るに、延曆十六年の水難みづがたに依りて、湯田郷ゆだじやう宇羽うへ西村さいむらに移轉いりてんせらるりし由、舊記きよきに見えしり。此の近傍の地名を察さするに、大河原、河原村、高河原、吹上等の名ありて、中古ままで、八宮川の分流、月夜見の宮みや北裏きたうら俗よよきとをを通りしととわかれむ、其の水害みづがたに罹ありしことをを知しるべし。

因よ云いふ。豐受大神宮の四至、北限きたげん宮川みやがわとあり。古ふるく、八宮川の

皇太神宮儀式帳

下流しもなが綿谷わたが殿とのと云いふ所ところより、高向たかむかひ郷ぢやうを貫くわんき、法藏ほふざう王わう川がわを經ゆて、檜ひのき尻しり川がわに落おちしり。同郷どうじやうに、今猶いまなほ北宮川きたみやがわの古名ふるなを存ぞんせり。右みぎ從したが纏まと向むか珠城たまき朝廷てうてい以來いらい、至いた難波なんば長柄ながへ豐崎ゆたけ宮みや御宇ごう天萬あまの豐日ゆたけ天皇てんわう御世ごせい有ある鳥墓とりかみ村むら造つく神序かみ為な雜ま々ま神政かみ行ゆ仕し奉ほう支し、而しか難波朝廷なんばてうてい天下てんか立た評ひやう給たま時とき、爾しか、以も十郷じゆじやう分ぶん氏し、度會たご乃な山田やまだ原はら立た屯倉とんくら天てん新家しんけ連れん阿久あぐ多た督とく領りやう磯いそ連れん牟良むらう助すけ督とく仕し奉ほう支し、以も十郷じゆじやう分ぶん竹村たけむら立た屯倉とんくら麻績まね連れん廣背ひろせ督とく領りやう磯部いそべ眞夜まよ手て助すけ督とく仕し奉ほう支し、同朝廷どうてうてい御時ごとき、爾しか、初はつ太神宮たかみ司し所ところ稱な神序かみ司し中臣なかつひ香積か連れん須氣すけ仕し奉ほう支し、是、人時ひととき、爾しか、度會たご山田やまだ原はら造つく御厨ごぢゆ、天てん改か神序かみ登のぼ云い、名な天てん號ごう御厨ごぢゆ、即すなは號ごう太神宮たかみ司し支し、

神宮雜例集

離宮院、延曆十六年丁丑八月三日、官符くわんぷ從度會郡沼木郷高川原たごのくわんがわら、移うつ造つく、同郡湯田郷宇羽西村ゆだじやううへさいむら畢はつ、依よ洪水こうすい難がた也。



園大曆  
離宮院、在度會郡湯田郷宇羽西村、件院、元、在高河原、而依延  
曆十六年八月三日、宣宜

被<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>宇羽西村、造宮使大<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>臣、  
豐庭、以<sub>レ</sub>大同三年、任大<sub>レ</sub>宮<sub>レ</sub>司也、

館町 たぢまち  
豐受大神宮北御門前の大道をいふ。一志久保町、宮後町、  
田中々世古町の三町に屬す。土俗或ハ、廣小路と稱す。

此の地、中古まで、祢宜以下諸神官の齋館あり、を以て、かく名づ  
けしなるべし。今ハ、西側とも、旅館軒を連ね、競ひて、二層三層の巨  
樓を構へ、旅客を送迎す。街頭車馬、常ニ輻湊せり。

北御門口 きたみかどぐち  
豐受大神宮の裏参道あり。本道ふあらざれども、旅  
客、参宮ハ便利あるを以て、多くハ、是より参入す。

此の所、橋あり。豊川ハ架す。橋の西ふる石積ハ、慶長四年、豊臣氏  
大坂在營の時、朝日の局ハ寄進し係る。局ハ、木下七郎兵衛家利乃  
女小して、杉原伯耆守の妻なり。又、この内ハ、兜石と名づくる奇石  
あるよし、舊記ニ見えたことども、今ハ、知る人なし。

裏見張所 うらみはりしょ  
北御門口の右側ニあり。神宮衛士、  
一時間毎ニ交替し、晝夜を戒む。

北御門歌合

久志本常幸藏

元亨元年の冬、祢宜度會常良、同朝棟、同家行、同貞蔭、同有香、權祢  
宜度會延明等十八人、北御門邊の齋館ニ會し、歌合して、批評を  
小倉中納言入道ニ請ひし事あり。世に、是を、北  
御門歌合といふ。此の卷、當時延明の筆跡なり。

一番 落葉

左

祢宜度會常良

モロクせんコノハ、カリヤ、ヤ、キ、ノ、尾、ニ  
スクルヒク、ケ、ノ、ツ、ト、ノ、ス、ス、ラ、ム

右

祢宜度會朝棟

早クモノハ、シ、テ、モ、チ、ウ、フ、シ、ク、シ、ケ、ル  
コノハ、ウ、サ、ウ、フ、ニ、子、ノ、ア、ウ、シ、ニ

左右身心、是月、可為、持子



鮎迎あひむか 毎年五月三日、宮川饗の河原よて瀕りたる、西宮御料の鮎を、  
祢宜ねぎ以下、北御門ふて奉迎する行事ありき。故よ、この名あり。

年中行事全式 祢宜一人、是謂魚迎自四祢宜出于上館迎其來拜鮎揖物忌

等而先行、時祢宜對座政所列立、于北御門橋之西頗、東面北

上、荷用小内人等當過其前、揖禮入于宮中、祢宜各蹲踞拜鮎

豐川とよか 豐受大神宮々域を匝れる川あり。水源ハ、第二の御池より流れ出

て、御井社の北よて、一條の河と合し、北御門と一の鳥居と兩所の

橋を経て、神苑を貫き、勢田川よ入る。

往古ハ、宮川の支流、此の川よ注ぎしや。長曆四年七月の洪水よ、

官司兼任の船、小社村より乗り出、北御門社の許ふ着きし由、

雜事記ふ見えたり。

大神宮諸雜事記 長曆四年七月廿六日夜子時、中洪水洗山、西風拂地、天、敢

人馬往反不通、然而祭主永輔波、自野依村乘海船、字山田川

原着、官司兼任自小社乘少船、山田乃古川与利差入、神宮北

門乃社許着

田中々世古町たなかなるせこぢょう 宮後町よ續ける國道なり。館町、中世

豐川町とよかわぢょう 田中々世古町字館町よ續ける國道

元、下馬所前野町といひき。一の鳥居の前よ當れば、通行の諸人下

馬せを以て、かく名づけしなるべし。此の町に、高等小學校あり。

江家次第公卿勅使條 次、歸離宮、過豐受宮前之間、可下馬、

伊勢勅使部類記 於外宮鳥居前、下馬相過、

神宮雜例集 兼徳二年十一月十八日、并十二月十七日宣旨、同廿六日辰、

時到來、你應早令造、改豐受太神宮、政印納銅筭壹口事、中

官使等寄宿下馬所、北邊元時宅内、廿八日、奉鑄筭了、

御塩橋みしほばし 北御門と一の鳥居口

二見郷御塩殿よて、燒き奉る、朝夕の御饌、御料の清塩を調進



まろ道なるを以て、かく名づけたり。

一鳥居橋

豊川に架す。豊受大神宮表の参道なり。行幸啓并に勅使参向等、ハ  
總べて、此より参入し給ふ。傍に下馬札及禁令の制牌を立つ。

清盛楠

橋を渡りて、右側あり。抱、数十圍、  
千餘年の星霜を経たる老樹なり。

往古平朝臣清盛勅使として参向せし時、其の枝冠は障戸を  
以て伐らしめしより、かく名づけたりとぞ。

伊勢勅使部類記

應保元年四月十二日甲子

別當参議左衛門督平清盛

宸筆、範兼朝臣

宣命、天變地妖、少  
内記能資

上卿左大臣

長寛元年六月八日丁卯

權中納言平清盛

神寶、被、副、奉、獅  
子形事

宸筆、範兼朝臣

宣命、御慎、本宮、神事、依、穢、延引事、  
文章博士長光朝臣莫之

同年十一月十日

權中納言平清盛

宸筆、範兼朝臣

宣命、明年三命事、今年御慎、  
天變、當宮并諸社、怪異

大内記信重

表見張所

一鳥居の左側あり。神宮衛士、  
一時間毎に交替し、晝夜を戒む。

一鳥居

参道の正  
面あり。

豊受大神宮第一の鳥居あり。維新の際までとらより肉、兵仗  
及佛具等を携へて参入する事を禁せられたる所なり。

延喜式

江家次第公卿勅使條

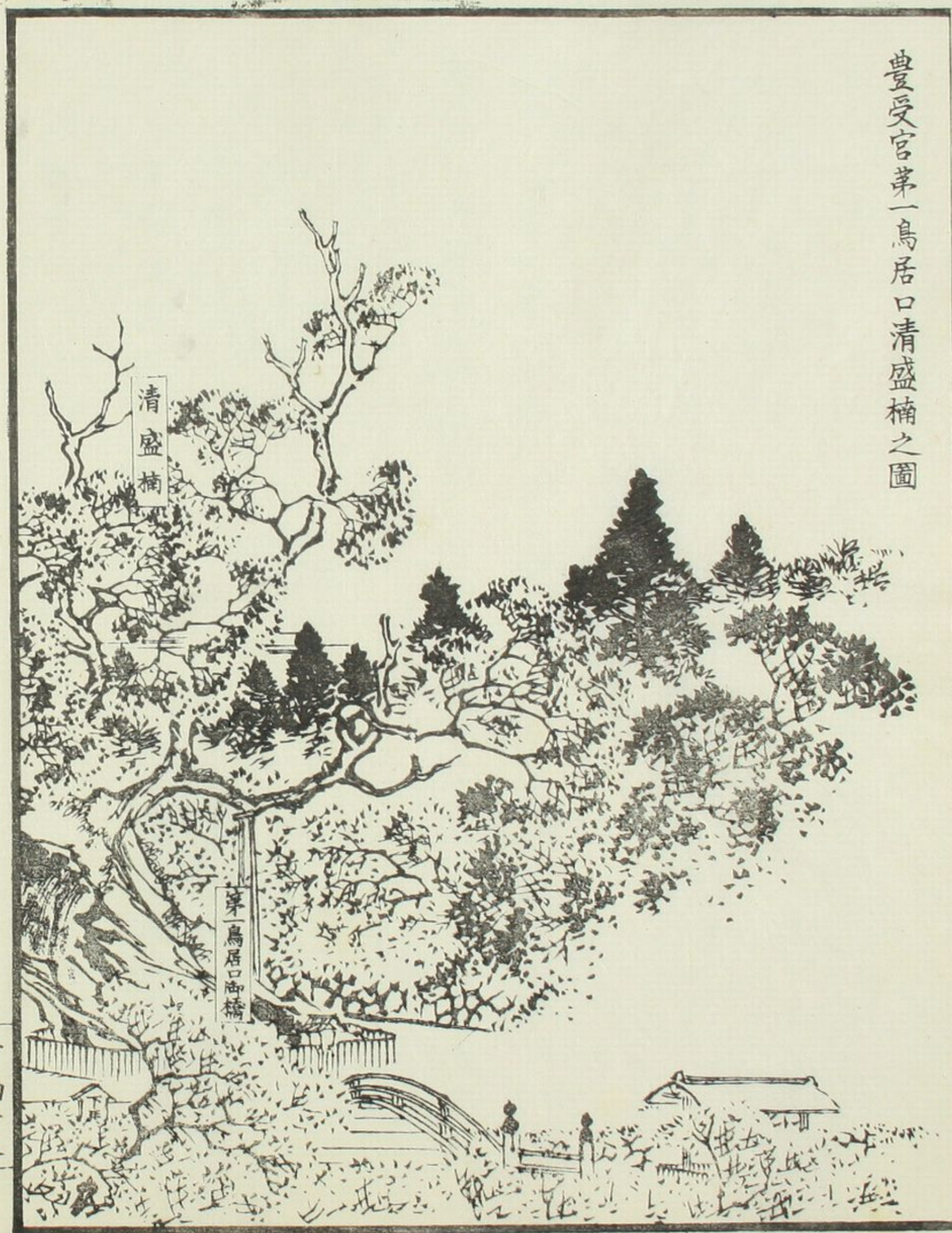
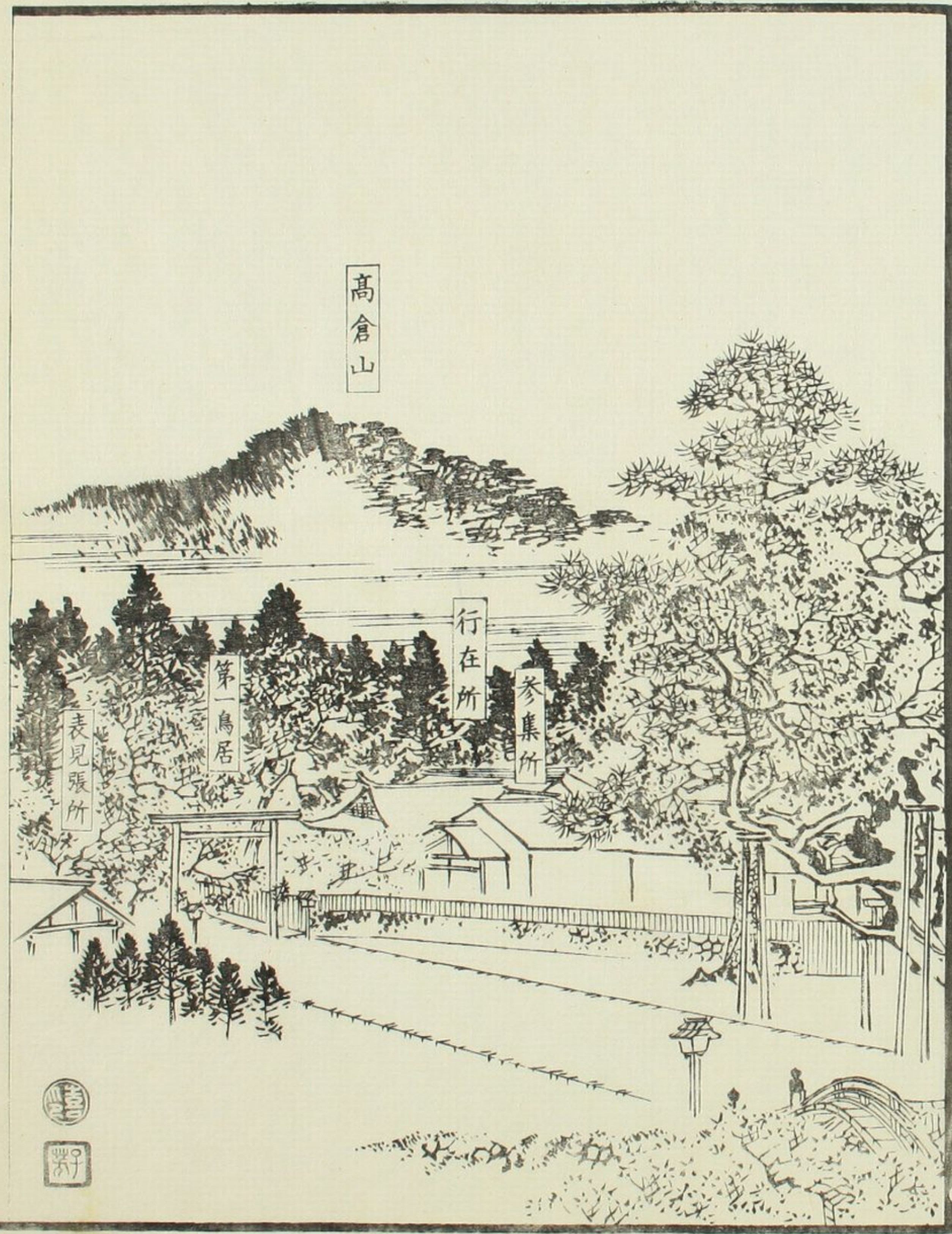
凡二所太神宮内、不得帶兵仗参入

行在所

一鳥居の内、参  
道の右あり。

荒垣を繞らし、御門、冲車寄を設く。行幸啓の節、御宿泊、或ハ御休憩  
所、又當つる所なり。





豊受宮第一鳥居口清盛楠之圖



參集所 行在所の北に在り。

祭典の時、神宮の齋宿をもる所あり。往昔ハ酒殿、忌火屋殿の近傍あり。由儀式帳に見えたり。其の後、外所既邊より、館町、並木町等に散在せしを、寛文年中一括して、此の所に移したりとぞ。

止由氣太神宮儀式帳

祢宜齋殿壹間

大内人三人、宿館屋參間

物忌五人、宿館屋伍間

物忌父小内人等、宿館屋伍間

大麻所 同構内あり。修葺、并ハ饗膳等を行ひし所あり。総丸柱よて、その柱、あげ藁、壁板など、皆鎗鈍の目ありて、古色を帯ぶ。さながら、黒漆を塗れるが如し。六七百年以前の建物あるべし。

路傍の東にあり置石を云ふ。十二所の一あり。

廻神

從前十二月晦日、并ハ兩初午祭に、八頭幣鉾、枇杷の葉、榊の葉等を

供せし所あり。

止由氣太神宮儀式帳御巫内人條

宮廻神、総二百餘前、祭仕奉 年中三度

被所 廻神の傍にあり。二鳥居の被行事に奉仕する神官の、被を修むる所あり。

二鳥居 一鳥居の次、参道に建てり。

此の所よて、官幣、並に勅使以下の一行を淨むる大麻御塩の行事あり。又、皇族の下馬、下乗も、此の所なり。

大保記

弓箭兵仗太刀男女、念珠本尊持經、不持入、二鳥居之内、但僧尼、念

珠、威儀之上、不入第三、鳥居中之間、悲制限矣。

御神樂殿 参道の右側あり。衆庶の志願小よりて、御神樂を奉奏し、御饌を供進する所あり。

五丈殿 御神樂殿の西にあり。

兩儀の祭典よて、二鳥居の行事、忌火屋殿前の行事等皆、此の殿にて行く。勅使以下、直會は禰る時、此の殿を用うる例なり。



江家次第公御勅使條、入自北戶、兼居使以下、酒肴、結黒木、爲机、以檜木、葉付机、

著、直會殿、西腋、座、南面、兼居使以下、酒肴、結黒木、爲机、以檜木、葉付机、

等、脚、編、作小宮、盛菓子有物、東腋、設、王以下、座、更南折、設、官司、

座、南、砌、下、設、祢宜、座、西上北面、經、頼、記、不居、饌、脫、白、袍、着、

新任辨官抄、殿一字、五箇間、四度幣、并公卿勅、

九丈殿、異あり、

新任辨官抄、九丈殿、神部以下、著也、

主神司殿、ありき、今ハ廢れてふし、

以上三殿の區を、往古も、直會殿院といひきとぞ、

新任辨官抄、神祇官殿、忌部ト、

止由氣太神宮儀式帳、直會所壹院、

五丈殿貳間、一長四丈、廣一丈六尺、高一丈、

九丈殿壹間、廣二丈、高一丈、

直會御門、長一丈二尺、廣一丈、高一丈、

齋内親王御輿宿、九丈殿の西、直會院の外あり、

玉串行事所、五丈殿の前あり、廣さ石原をいふ、俗よ、

往古奉幣の時、官幣を點檢し、勅使、并祭主官司、祢宜、木綿鬘を掛、

け、玉串を執り、所なり、近年、正遷宮の時ハ、舊の如く行ひたり、

江家次第、祢宜等五人、東帶、列立、於御輿宿前、北上、

兼保元年七月三日、公卿勅使參宮、至御輿宿前、神主五人、

主著、木綿鬘、袍、列立、北上、

勅使至、御輿宿、西砌、列立、北上、西面、予至、北、

舍、西庭、舊記、北上也、如何、南上、東、又當、玉串所、置、石、其、四角、立、

愚昧記、



立、白木、高机、三脚、東西、其中、中央、机、上、置、幣物、

別宮遥拜所 参道の左側あり。豊受大神宮の別宮。高、官、土、宮、月、夜、見、宮、風、宮、の、遥、拜、所、あり。

禊宜權官者、到、別宮遥拜所列踞、南面、西上、先向、高宮、八度拜、

端拜、次拜、土、宮、次、旋、北面、拜、月讀宮、又旋、南面、拜、風宮、

被所 遥拜所と柳池との間あり。石三箇を並べて、鼎足をあす故。よ、俗に、みつ石といふ。正遷宮の時、河原被を修する所なり。

御池 参道の南あり。中世までの御手洗あり。下流ハ、神苑の池ニ注ぐ。池の傍ニ、庶人の盥嗽不供する水盤あり。下部坂の溪より、速く下樋を以て、水

新任辨官抄を導けり。

内院、南面有池、號、御池、

大宮院東御敷地 参道の右あり。周圍、九百廿五丈。許の石原あり。俗ニ、古殿地といふ。

御敷地ハ、東西にあり。二十年毎ニ、替々、大宮院を造營せらる

る制ニて、今鎮り座は、西の沖敷地あり。此の地ハ、中央ニ設け

る、心ノ御柱ハ、覆屋なり。

五百枝杉 板垣御門の南、水流を隔て、向の岸に在り。由言ハ傳ふれ共、其の跡詳ならず。従前、僧尼の拜所のあり。一辺なりといへり。

康永元年参詣記 出家の輩ハ、五百枝杉と申す靈木のもとまでまうで、宮中ハ、参らず。

神祇百首 神祇百首 神風や五百枝の雪は青まきて松のまろしきとてをえつ 度會元長

蕃屏 板垣御門の前、道を隔て、建てたり。内院の露見見え透かざる様。止由氣太神宮儀式帳

蕃垣参重 長各二丈、高一丈、

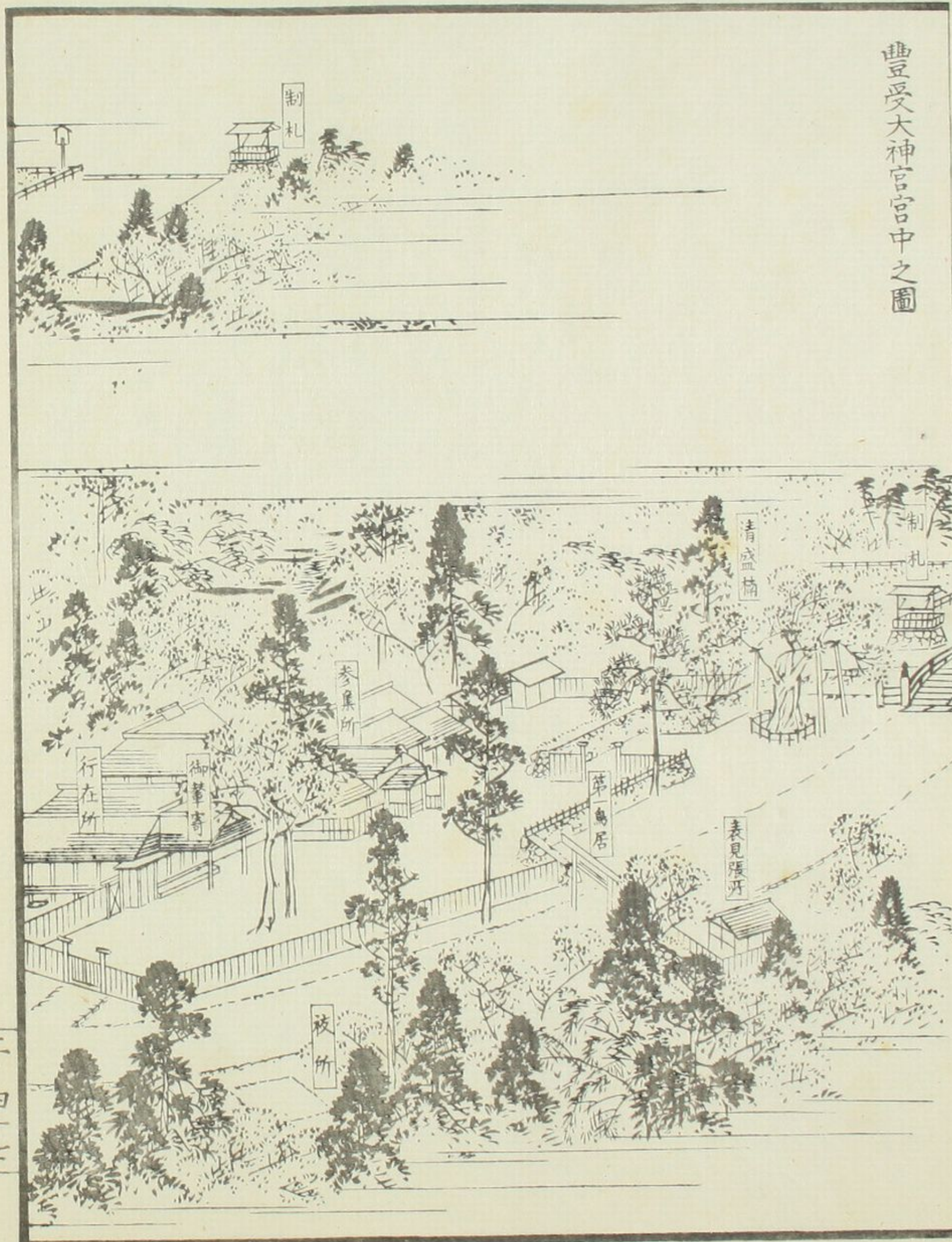
板垣鳥居 内より四重目の御垣。付きたる鳥居あり。

周圍に、板垣を繞らし、東西南北とも、鳥居を建てたり。但、南の鳥居より、笠木に、左右の板あり。故ニ、永享頭工日記ニ、冠木鳥居と云へり。江家次第及承保記にも、第三鳥居と見え、神宮雜例集、保安四年八月廿二日洪水の條、并ニ應安遷宮記には、荒垣と見えたり。是よ

内を、大宮院、或ハ内院といふ。

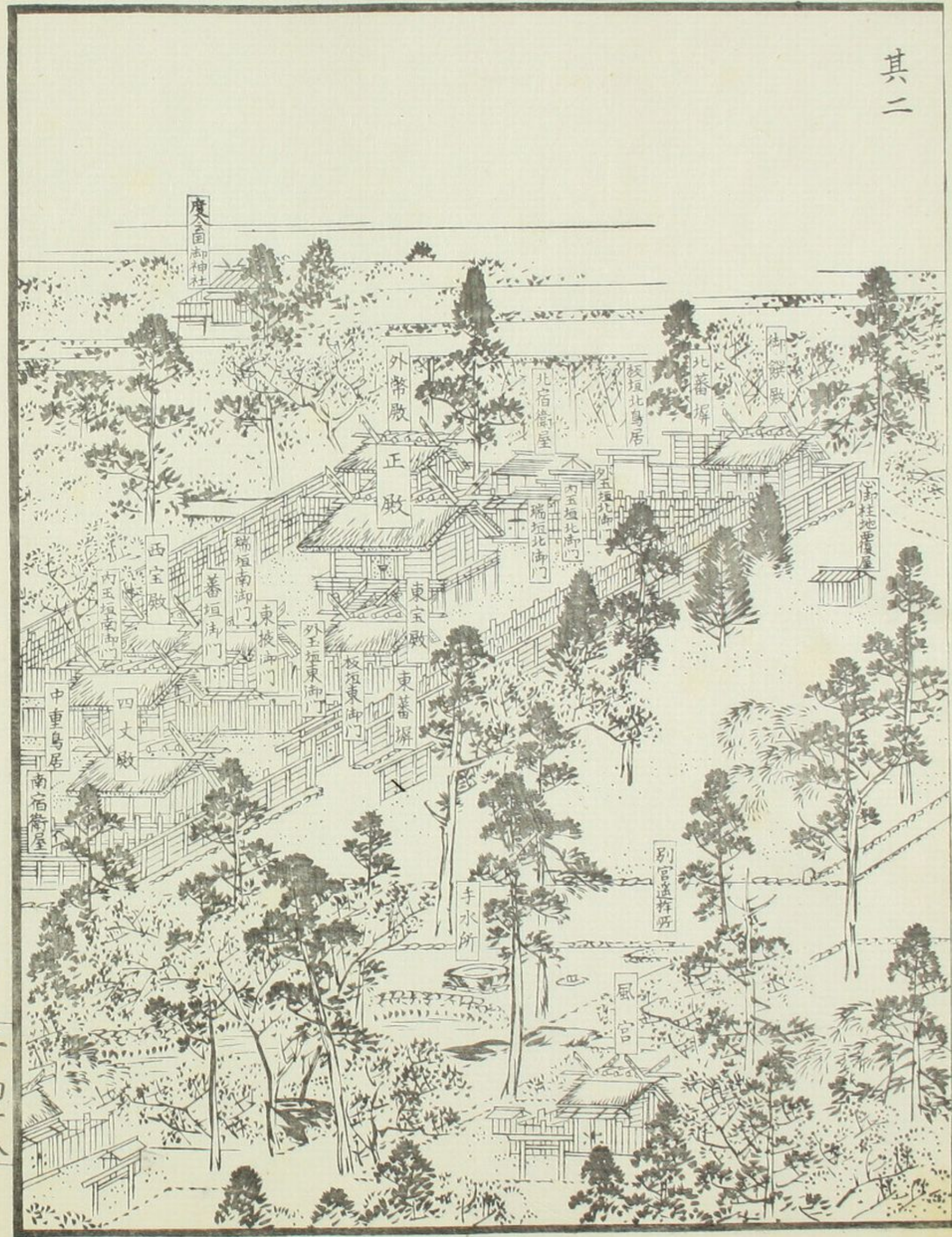
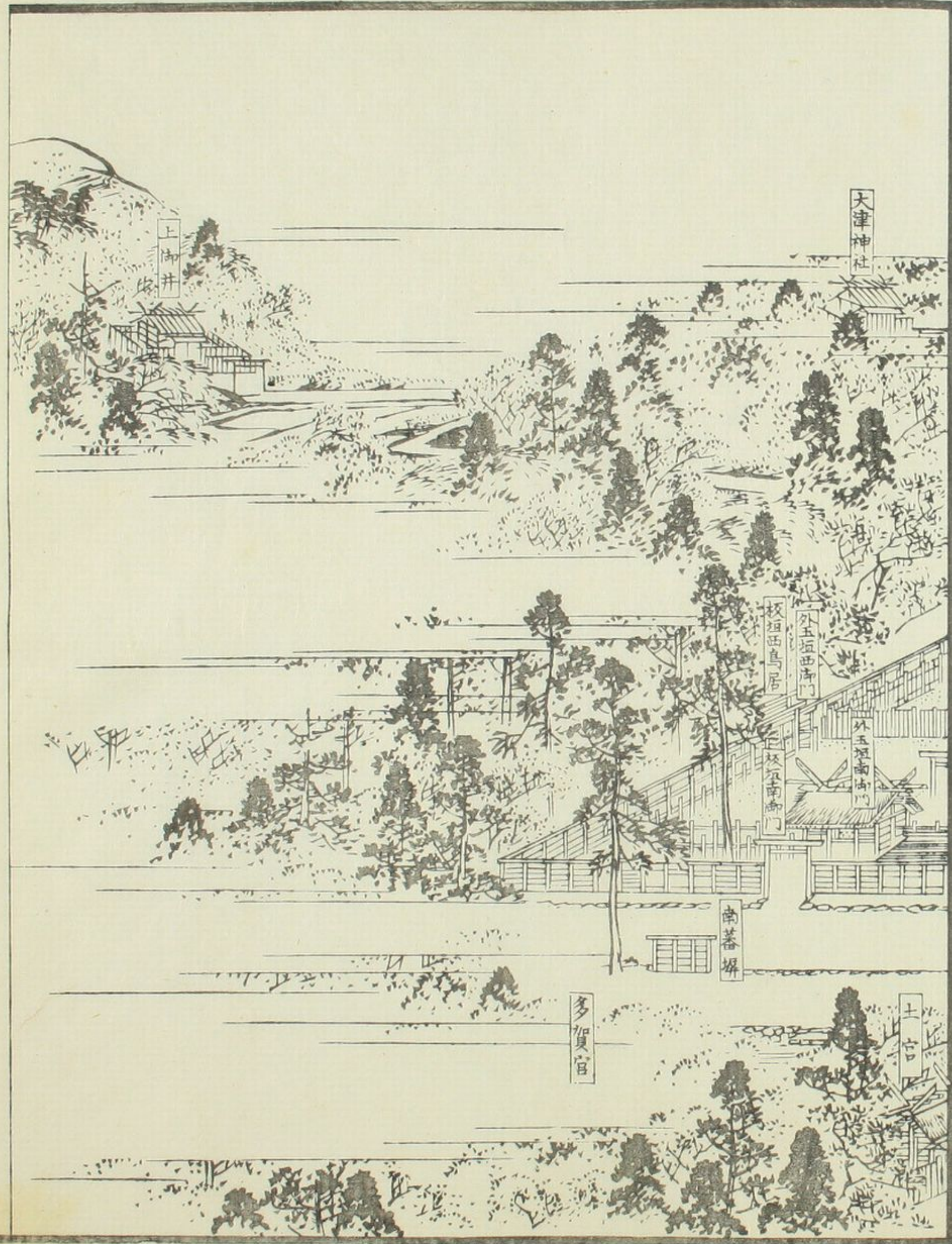
止由氣太神宮儀式帳 板垣壹重、廻長百十六丈、高壹丈、





豊受大神官中之圖





其二



延喜式 齋王參度會宮○中參入神宮至板垣門東頭下輿

江家次第 入第三鳥居立幣案於第二御門外

南宿衛屋みまの宿衛のや板垣御門の内、東側あり。神宮晝夜宿直する所あり。儀式帳より、宿直屋とあり。

宿直屋參間止由氣太神宮儀式帳長各一丈四尺、廣各八尺、高各八尺、

今度造加宿直舎一字類聚大補任建曆元年條萱葺嘉應始造立建久不造之今度可

造之由依被仰慕別功造進之

荒垣本自傾倚破損之上依大風洪水弥以損失也番直宿衛

之間非無支恐

外玉垣御門このたまがきごもん内より三重目、母木子木の御垣に付きたる御門あり。

延喜式より外玉垣御門と見えたり。又新任辨官抄よりは第四御門といひ、江家次第より第三御門といふ。是を内より数ふると外より数ふるとの差別なり。俗より之を十二所御門と云へり。此の御門より

内玉垣御門までを中重と稱す。

玉垣貳重止由氣太神宮儀式帳一重、廻長六十二丈、一重、廻長九十六丈、高各一丈、

先祈禰宜立次太神宮司次幣帛捧持大内人、御馬飼内人率

御馬次驛使次諸内人等如此立列參入到中重太神宮司、禰

宜、正道並雙分頭跪侍、

江家次第 禰宜等候第三御門内西腋庭中石壺座東上北面

中重鳥居あいのへのと外玉垣御門と、内玉垣御門との間あり。俗より第四の鳥居といふ。

石壺ハイツツカ中重鳥居の左右あり。

石壺とも稱す。儀式帳延喜式より、版位と見えたり。東なるハ勅使掌典禰等の座ありて、西なるハ祭主官司、正權禰宜の座あり。

先禰宜次太神宮司次忌部捧幣帛立次御馬次使、中臣次使

王、次大内人等、次齋宮、諸司等如是立列參入然到中重就正



道、石疊並雙分頭、跪侍○中爾時、使中臣發上版位、幣帛告刀

申○

延喜式

祢、宜、大内人、各著明衣、分頭、左右、官司立、中、次、使、忌部、捧幣、次

馬、次、使、中臣、次、使、王、入、就、内院、版位、使、中臣、申祝詞、

四丈殿

中重鳥居の東にあり。奉幣の前、官幣を照檢する所あり。又、雨儀より、石壺の座位、并に祭文讀進あども、こゝにて行をる。

此の殿舎ハハ、齋内親王候殿と稱しき。三節の祭ハ、齋王入御ありて、御鬘木綿を著け給ひし所なり、中右記、公卿勅使部類も、

御子宿屋とも云へり。

止由氣太神宮儀式帳六月々次祭條

次、齋内親王参入○中到、中重殿、就御座、即太神官司、御鬘木

綿、并太玉串乎捧持氏、第三御門内、尔候、即命婦罷出氏、其御

鬘、木綿、並太玉串乎受取氏、内親王乃御在所、尔持参入候侍、

爾時、内親王御鬘、木綿奉氏、發内重御門、尔参入坐氏、就席坐、

然、即命婦乃捧持、留太玉串乎受取、給氏、捧持氏、四段拜奉、然

即還出、給氏、就本御坐、

同書

齋内親王侍殿壹宇、長四丈、廣二丈、高一丈、

女孀侍殿壹間、長四丈、廣二丈、高一丈、

延喜式

齋内親王参入度會、宜○中就座於東殿、門内、東西、各有一殿、

東殿、設齋内親王座、左右、設命婦等座、西殿、設女孀等座、

伊勢勅使部類記

永久二年二月三日、午時参著外宮○中著御子宿屋、敷半帖、為予座、

是、依、雨晴時、著前庭、石壺、

女孀侍殿

舞姫候殿ともいふ。齋宮の女孀等、舞を奏せし所あり。

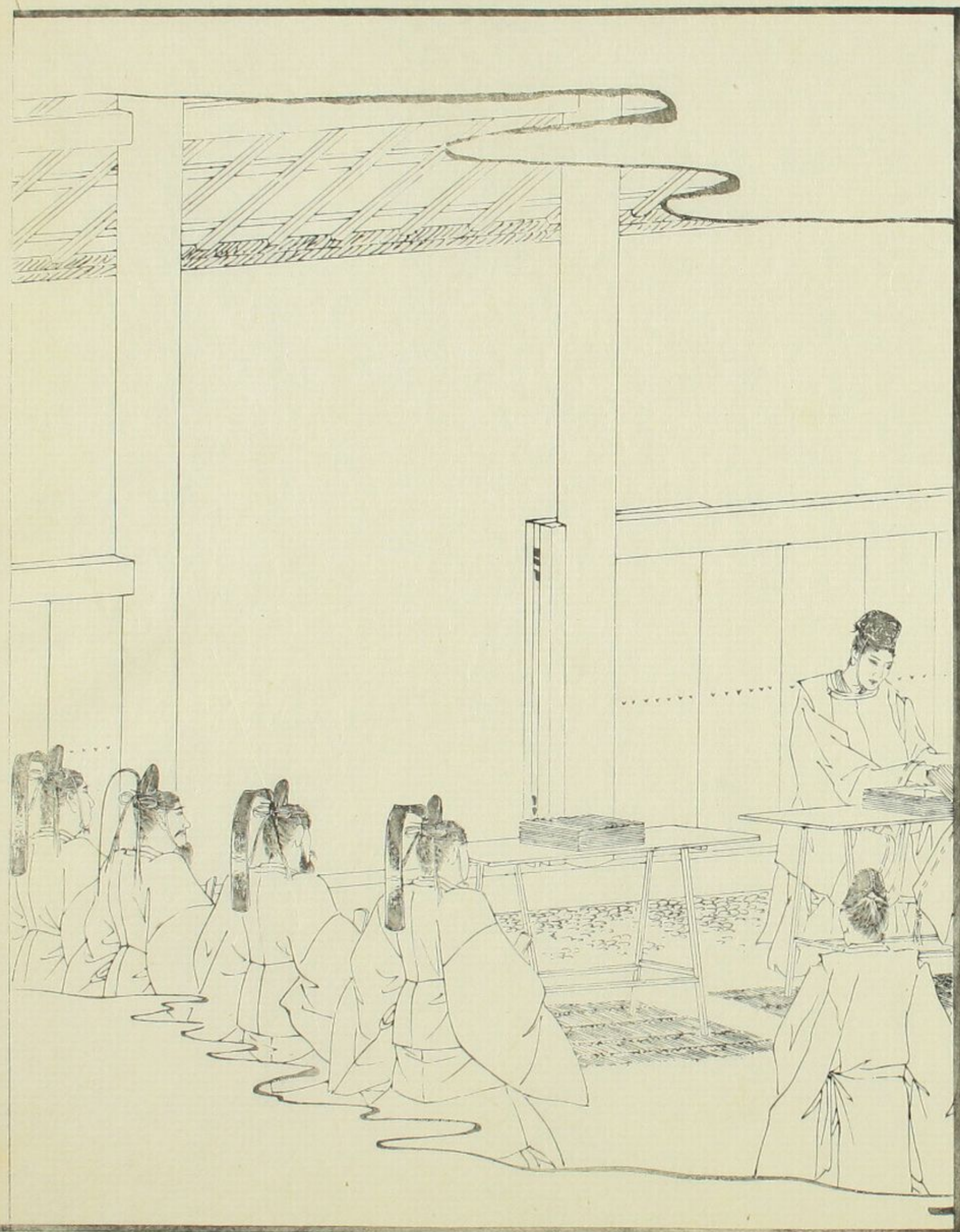
中世まで、齋内親王候殿、對して、西方にありし、今ハ廢也たり、

内玉垣御門

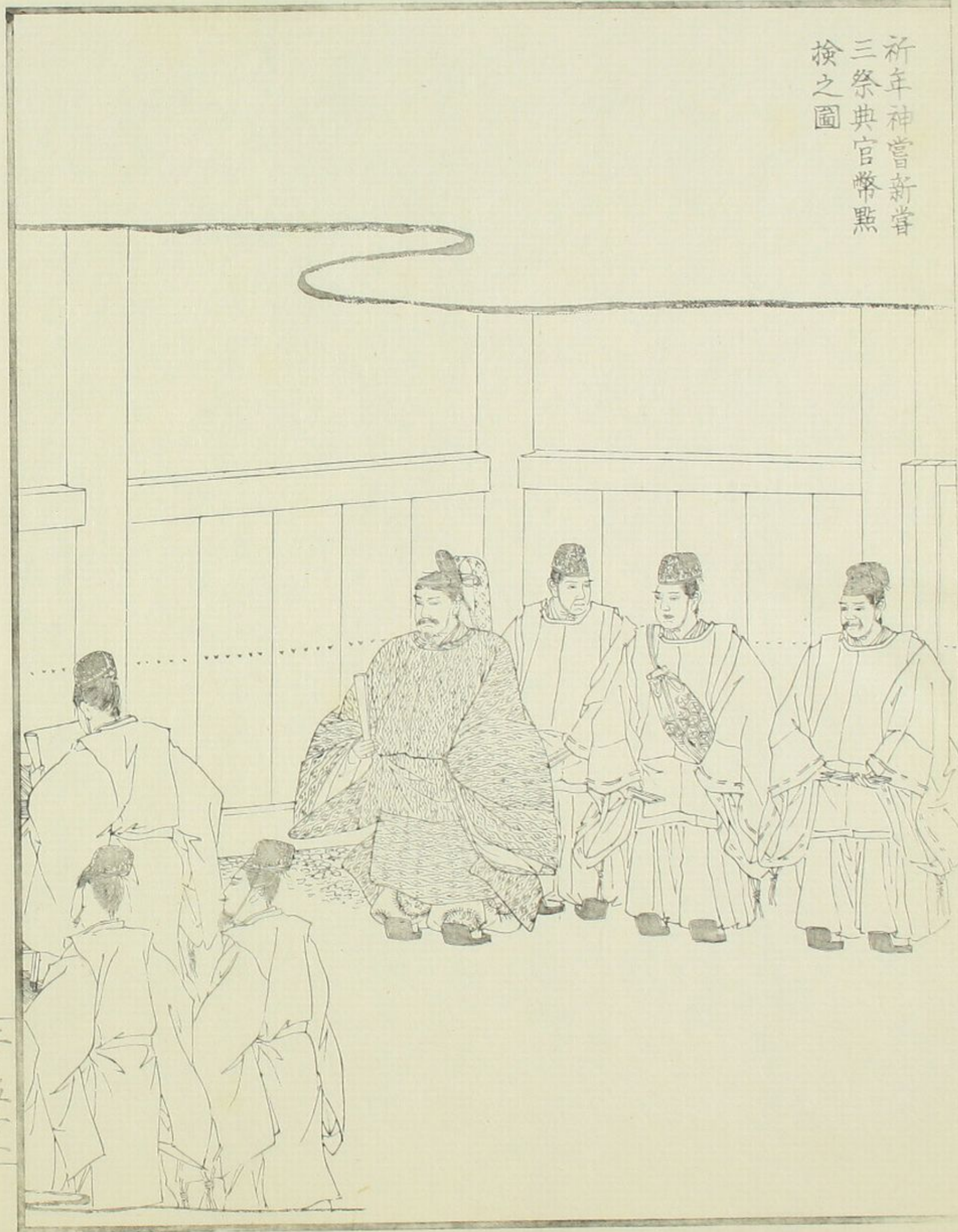
二重目の御垣、又付きたる御門あり。

祭典の節、勅使以下、此の御門下まで、玉串袋奉らしゆ、急し玉串御門





祈年神嘗新嘗  
三祭典官幣點  
檢之圖





といふなり。江家次第も、かくいへり。儀式帳も、第二御門内、又、内

重御門と見え、勅使部類より、中門と出でたり。

出氣太神宮儀式帳六月月次祭條  
即大物忌父發太神宮司并祢宜二人所捧持流太玉串乎受

取、氏、第二御門内方進置先大神宮司、東次祢宜持、西方

一、祢宜召人令立官司祢宜等所持之玉串於玉串御門掖

蕃垣御門内玉垣御門と瑞垣御門との間あり。俗は猿頭御門といふ。御門よりよて御垣御扉ともにおし。

瑞垣御門一重目の瑞垣より付きたる御門あり。儀式帳延喜式等小内院の御門と見えたり。

止由氣太神宮儀式帳  
瑞垣壹重、廻長五十丈、高一丈、

豐受大神宮正殿止由氣宮、また、度會宮とも稱す。

謹て案じ、伊弉諾尊、又飢時生兒號

倉稻魂命、倉稻魂、此云宇介能美陀磨、また、保食神とも見え、古事記

皇孫命天降の段に、次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、和名抄

に、保食神和名字、介毛、知乃加美、また、稻魂宇介乃美太万、俗云、宇加乃美太万、など見え、又大宜

都比賣とも、御膳津神とも申し奉り、神祇官の西院小座す、御巫祭

神八座の一にまゝて、百穀發生の原素を掌り、天下の人民より衣食

を幸ひ給ふ、最も貴き御神なり。抑、此の大神ハもと、丹波國丹波郡

續日本紀云、和銅六年夏四月乙未、割丹波五郡、始置、丹後國と見え、丹波郡ハ、今丹後國に屬せり。比治の麻奈為原

に坐し、まゝ志を、此の山田原より迎へ奉りしを、固より、天上の御幽

契よりて、天照大御神の御心より出でし御事なり。そは、雄略天皇

乃二十一年丁巳十月朔日、天皇の御夢より、御託宣ありて、豐受大神

を、我が坐す國より欲と誨へ、覺し給ひしを、天皇驚かせ給ひて、度

會神主の遠く祖大佐の命を以て、豐受大神を、麻奈為原より迎へ

奉ら、志め、山城、近江、伊賀の國々を経て、翌年九月望の日、此の大

宮地より鎮め奉らせ給ひしなり。



天照大神在於天上曰聞葦原中國有保食神宜爾月夜見尊  
就候之月夜見尊受勅而降已到于保食神許保食神乃廻首  
嚮國則自口出飯又嚮海則鱈廣鱈狹亦自口出又嚮山則毛  
麁毛柔亦自口出夫品物悉備貯之百机而饗是時保食  
神實已死矣唯有其神之頂化為牛馬顛上生粟眉上生繭眼  
中生稗腹中生稍陰生麥及大豆小豆天熊人悉取持去而奉  
進之于時天照大神喜之曰是物者則顯見蒼生可食而活之  
也乃以粟稗麥豆為陸田種子以稻為水田種子

止由氣大神宮儀式帳

等由氣大神宮院事

今稱度會宮在度會郡沼木鄉山田原村

天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇御世國國處處大  
宮處求賜時度會乃宇治乃伊須須乃河上尔大宮供奉尔  
時大長谷天皇御夢尔誨覺賜久吾高天原坐尔見志真岐

賜志處尔志都真利坐奴然吾一處耳坐波甚苦加以大御  
饌毛安不聞食坐故尔丹波國比治乃真奈井尔坐我御饌  
都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支尔時天皇驚悟賜  
尔即從丹波國令行幸尔度會乃山田原乃下石根尔宮柱  
太知立高天原尔比疑高知尔宮定齋仕奉始支是以御饌  
殿造奉尔天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎曰  
別供奉

同書

正殿壹區

長三丈廣一丈六尺高一丈

貞觀式

度會宮四座

在度會郡沼木里

延喜式

度會宮四座

在度會郡沼木鄉山田原去太神宮西七里

豐受大神一座

相殿神三座



新任辨官抄

正殿 一字也、御殿也、相殿神、各御坐于南向卯酉屋、正殿中

續後拾遺集

かけまくも畏き豊の宮柱まきこころの空よまらむ

俊成

千五百番歌合

そののみや祈り〜ことを豊受の孫を君の志きける

上御門内大臣

同

柳さす豊宮人の神遊立ちまふ袖のかさなつらし

嘉陽門院前

參詣物語

豊受の宮よ詣て、何事のためまほといふらねどもかたけまに涙なほ

西行

神祇百首

天照す豊受の神のまゝ乃火とむす新よ年いれり

元長

續千載集

皇の天つゝ祖のみまゝのり侍へて祈る豊のまやん

度會行忠

夫木抄

神風やみつのか〜葉は秋の毛とよらちの袖まどる

家長

一葉集

何の本は花と〜あらずあわひう那

むせ哉

相殿神 あひどののかみ

止由氣太神宮儀式帳、正殿壹區の注に、同殿座神參前稱相殿申また、相殿神御舩代貳具とあり、延喜大神宮式に、度會宮舩代四具と

あり注ふ、二具相殿神料を河でて、西の御舩代に二座、東の御舩代一一座まはすなり。まゝ延喜太神宮式に、相殿神三座、装束帛被三條、絹被三條、以上各長三尺五寸、廣二幅、納綿五斤、帛衣三領、絹衣六領、以上各長二尺七寸、綿各六兩、絹裳九腰、各長一丈、腰長三尺、高二尺、とありて、古来御装束に、沖裳をも調進せらるゝ上ハ、女神にまはすの。弘安九年、通海參詣記に、當宮ニハ左右ノ相殿三座オハシマス。イヅレノ大神ニテ御座スルヨシ、人イマダ知り奉ラサル一也とあり。大同本記に、御伴神三前と見えたり。

正遷宮 まほうせんぐう

廿年に一度、正遷宮の大禮を行はせらるゝハ、天武天皇此勅によりて定めさせられ、持統天皇の六年九月十五日、今の東の沖敷地、小造營せら新殿遷奉られき。其の後千二百年に間、正遷



宮五十五回、假殿遷宮五十九回行ぐせらきたり。詳しくは、皇大神

宮の所は譲る。

年中諸祭典

此の大宮の神祭ハ儀式帳に見えたるが如く、自皇大神宮と異  
なる事どもありしが、明治神改正の後、皆一様となりたり。

歳旦大御饌 一月一日 午前九時 元始祭大御饌 一月三日 正午十二時

祈年祭大御饌 二月四日 午前七時 紀元節大御饌 二月十一日 正午十二時

祈年祭奉幣 二月十七日 午前八時 勅使参向儀 仗兵出張 風日 祈祭 五月十四日 午後三時

月次祭夕大御饌 六月十五日 午後十時 月次祭朝大御饌 六月十六日 午前二時

月次祭奉幣 六月十六日 午後五時 風日 祈祭 八月四日 正午十二時

神嘗祭夕大御饌 十月十五日 午後十時 神嘗祭朝大御饌 十月十六日 午前二時

神嘗祭奉幣 十月十六日 午後五時 勅使参向儀 仗兵出張 天長節大御饌 十一月三日 午前十二時

新嘗祭大御饌 十月廿三日 午前四時

月次祭夕大御饌 十二月十五日 午後十時

月次祭奉幣 十二月十六日 午後五時

日別朝夕御饌 午前八時 午後五時

神異

新嘗祭奉幣 十一月廿三日 午前六時 勅使参向儀 仗兵出張

月次祭朝大御饌 十二月十六日 午前二時

當宮御鎮座以來、神異の顯迹ハ事ハ、歴代の國史に見えて、枚舉  
むらに違あらば、殊々著きを、稱徳天皇の御代、當宮の上、五色  
此瑞雲のたなびきを、伊勢國司等より奏上せしむば、其の瑞  
祥に依りて、遂に、年號を、神護景雲と改めさせ給ひし御事、是  
なり。今、其の詔詞を抄出して、左に掲ぐ。

續日本紀  
稱徳天皇、天平神護三年八月癸巳、改元神護景雲、詔曰、日本  
國、坐天、大八洲國、照給比治、給布倭根子天皇、我御命、良麻



五色  
瑞雲  
を望  
む  
圖



二ノ五十六





勅布御命乎、衆諸聞食止宣、今年乃六月十六日申時仁、東南  
之角尔當天、甚奇久異尔麗岐雲、七色相交、天立登、天在此乎  
朕自毛見行之、又侍諸人等毛共見天、恠備喜備都在間仁、伊  
勢國、守從五位下阿倍朝臣東人等我奏久、六月十七日尔度  
會、郡乃等由氣乃官乃上仁當天、五色瑞雲起、覆天在、依此天  
彼形乎書寫、以進止奏利、復陰陽寮毛、七月十日尔、西北角尔  
美異雲立、天在同月、廿三日仁、東南角尔有雲、本末未黃、稍具  
五色止奏利、如是久奇異雲乃顯在流所由乎令勘尔、式部省  
等我奏久、瑞書尔細勘尔、是即景雲尔在實合大瑞止奏利、然  
朕念行久、如是久大仁貴久奇異尔在大瑞波、聖皇之御世尔  
至德尔感天、天地乃示現之賜物止、奈常毛聞行須、是豈敢朕  
德伊、天地乃御心乎令感動、末都流事波无、止奈念行須、然此  
倍岐

方大御神官、上尔示顯給、故尚是方大神乃慈備示給、幣物奈  
又掛毛畏岐御世御世乃先乃皇我御靈乃助給比慈給、幣物  
奈犁、故是以奇久喜之大瑞、頂尔受給天、忍天默在、去不  
中畧、得之天、諸王知多知召天、共尔歡備尊備、天地乃御恩乎奉  
報、倍之止、念行止、詔布、天皇我御命遠、諸聞食止宣、然天、方  
万物乎能、覆養賜比、慈備愍美賜物尔坐須、又太神官乃祢宜  
大物忌、内人等波、叙二級、但御巫以下人等叙、一級、又伊勢國  
神郡二郡司、及諸國祝部有位無位等賜、一級、又六位以下、及  
左右、京男女、年六十以上、賜一級、但正六位上、依例賜物、其正  
六位下、重三選以上者、賜上者正六位上、又孝子順孫義夫孝  
婦節婦力田者、賜二級、表旗其門、至于終身、田租免給、又五位  
以上、人等賜御手物、又天下諸國、今年田租半免、又八十以上、



老人、及鰥寡孤獨、不能自存者、賜糧、又示顯、賜流瑞末乃末尔年、  
號波改、賜布、是以改天平神護三年、為神護景雲元年、止詔布  
天皇我御命速、諸聞食止宣、

東西寶殿 瑞垣御門の内、正殿、向ひて、左右小あり。

財寶とも寶藏ともいふ。東寶殿も幣物を納め、西寶殿ハ幣馬の鞍、  
并に古神寶等を納む。

止由氣太神宮儀式帳  
寶殿貳宇、長各一丈六尺、廣一丈二尺、高一丈、

同書六月次祭條  
即祢宜發御鑰所給、大物忌乎先率立、内院參入、次太神  
官司、次大内人三人、明曳御調系、持參入、然太神官司波、内院

御門内、跪侍、祢宜波、開東寶殿、御調系進入、員卅、約、見、進入、廿  
御料分、奉入畢、即罷出、  
二、約、高宮

同書神嘗祭條  
祢宜發御鑰被給、大物忌乎前率立、内院參入、○中、大内

人波西寶殿、平開、御馬鞍、調度進上、畢、即閉殿、戸罷出、  
延喜式

物忌内人等、昇幣帛案、入奉、置瑞垣内、財殿、  
新任辨官抄

東西寶殿、二字也、在正殿  
之前、二丈許、  
同書

瑞籬之中、正殿、東西寶殿、三字有之也、

御饌殿 正殿、良の角、玉垣、板垣の間、あり、諸書、御食殿とも、御氣殿とも書けり。

其の制作、他の殿舎と異り、棟柱二本のみ、おて、餘の柱を用ゐず。四  
方壁板を以て組み上げ、南北二口、又、御扉を設く。世俗、所謂蒸籠  
組なり。此の御殿ハ、もと、丹波國比治の真奈為原、ありて、丹波道  
主の女、八乎止女、大御神、并に豊受大神、日別の御饌を供進せし  
より、祭儀連綿たりしを、雄略天皇の廿二年、大御神の神勅によ  
りて、豊受大神を、今の太宮地、迎へ奉りし時、古式のかく、此の御  
饌殿を、正殿の良比角、小建設し、神主の女子、いまご婚がさる者



を撰びて、大物忌に定め、神主御前を遣ひて、両宮の朝夕此御饌小  
後事する事とはなまじり。かゝりより以来今の世に至るまで、と

の儀式ハ、敢て更ることなし。

止由氣太神宮儀式帳

御饌殿壹宇、長一丈、廣一丈、高一丈

同書供膳物條

大物忌、父我佃奉、拔穂、御田、稻乎、先穂乎、拔穂、九月、神

嘗、祭八荷供奉、一荷懸、八把、然所遺、稻乎、以氏、將來、至于九月、十四

日、御炊物忌、尔令、春炊、氏、御塩、燒物忌、乃燒奉、御塩、并志摩國

神戶、人夫等奉進、御贄等乎持、天、御炊物忌、尔令、頂持、大物忌

御机、尔副、天、祢宜、大内人等御前追、氏、御饌殿、乃前、尔持、參入、

氏、大物忌、御炊物忌、乎奉、入、天、日別、二度仕奉、畢時、三八遍拜、

奉罷退、

同書

御饌殿一宇、用物肆種、調、絹貳疋、御幌、并二所、大神、調、布捌端、及相殿、神、御座、料

殿内、天井壁、代、二所、太神、及相殿、麻席三枚、二所、大神、御床、土

神坐、下敷、并敷布、御巾、布等料、御簀三枚、二所、大神、御簀、料、相殿、神、御簀、料

右件、用物、太神宮司、年別、九月、祭所、充奉、此の外朝夕御饌の事、同書に散見す

まどり、重複を厭ひて、之を畧す。

延喜式 凡度會宮、祢宜内人等、依例供進、大神宮、及度會宮、朝夕、御膳

餘宮、不供、其御膳殿、年料、所須、絹三匹、布八端、東席三枚、食單

布二端、食薦三枚、神宮司、充之、

新任辨官抄

荒垣之内、御食殿、一宇也、如寶殿、有千木、堅魚木、每日二度御

膳供之屋也、朝未明、夕東燭、程供之、内宮、御膳、供于外宮、此殿

也、

殿舎考證

今、御饌殿、南北二面、長一丈九尺五寸、桁行三間、中間五尺八

分、廣一丈三尺、梁行二間、各按、帳長廣、大同、當有關文誤字、



久安二年十一月廿五日、陰陽寮、勘文云、豐受大神宮、御氣殿、  
内、去七月十六日寅時、鳥二翼參入、居御板敷上、此の外軒  
廊の御ト等、  
屢見えたりと

も、之を畧す。

外幣殿正殿の翼の角、玉垣板垣の間あり。東宮、并に皇后宮の幣帛、國々  
處、の調、荷前、雜物等を納めし所あり。内院の外もある幣殿と  
も云へり。

止由氣大神宮儀式帳

幣帛殿 壹字、長一丈、廣一丈二尺、

新任辨官抄

外幣殿、一字也、在正殿、後瑞垣玉垣等外也、舊

北宿衛屋

外玉垣御門の外、西側あり。

北御門

裏御門ともいふ。瑞垣、及内外玉垣に付きたるハ、  
於不背御門にして、板垣に付きたるハ、鳥居あり。

康曆遺宮記

應安八年七月十二日、二頭代有繼來云、新宮瑞垣御門畧

同北御門毛、三尺寄北事同前也、可為何様哉、作所毛不被存

知、工毛不存知、任東宮之寸法、自古穴三尺寄南、自昨日堀之

言語同斷地堅候也、止申之、予元祿引見記録之處、西宮瑞垣  
御門、并同北御門、三尺寄北事、祖父長官嘉元記、分明之間、令  
指南了、

蕃屏

板垣御門の外、道を隔て、北あり。

上御井

板垣北御門の前を、西へ行くこと二町あり、藤岡山の麓もあり。  
井の上は、殿舎に齊しき覆屋あり。天忍穗井とも御水とも稱す。

此の御井ハ、皇太神宮、並豊受大神宮の、朝夕乃御饌に供する御  
料にして、上古度會神主の遠祖天村雲命、天御祖神の御教のまに  
まに、高天原なる天忍石の長井乃水を持ち降りて、そぎ加給ひ  
水なり。初、築紫の日向の高千穂峯に存りしを、丹波國真奈為原に  
移し、豊受大神御遷坐の時、また、此所に移し、りといふ。若、此の御井ハ、  
異變ある時ハ、次第を経て上奏し、朝廷よては、陰陽寮をして、軒廊  
の御トを行し、め、勅使を立て給ひて、神慮を伺ひ奉らる、舊例



なりき。

止由氣大神宮儀式帳

父无位神主、乙磨

右人行事、與物忌共、副御饌、前追仕奉、又大御饌、尔供奉、御杖手五十六枚、日別奉進、又御井掃淨奉、又御井、與御炊殿、往還間、道百廿丈、橋十五丈、此月每修理掃淨仕奉、

神宮雜例集

一御井社、内蛇直事

大治三年十一月廿四日、見付、御井社中、蛇奈保禮留事、當日三人、物忌子良、為汲進夕、御饌、御水、參向二宮朝夕、御井社、奉開御戸、拜見之處、長四尺許、蛇、八寸許者、從土居之外指出、三尺餘許者、御井社、内奈保禮留之由、所見付也、仍注進之後、大治三年十二月廿七日、被下、  
藤原朝臣宗忠宣奉勅、宜下知彼官司、且祈謝公家御慎、天

下口舌病事、且令註申、神事穢氣不淨違例者、

長徳檢録

上御井社

在、即御井

御竈木帳四十五前神社

上御井社

豊受太神宮にて、  
之春の日よめる、  
風雅集

おほ井をなす水は汲を初めて、あはたむる春、春さる

度會家行

よ、浅へて汲むともつき、久方け天より、移すおほ井の水

度會延誠

同

君が代は濁もあらじ、言花や菴よまのる、おほ井の水

度會仲房

夫木抄

はく末も百方代の春うけて、おほむすむおほ井の水

ト部兼邦

康永参詣記

信をそめて、歳せなうぬ久方の天村まの、忍穂井の水

士佛法師

建武元年度會朝棟亭會

おほき山田の原に、おほ井は秋も今宵と月や、おほむらむ

荒木田房繼

神祇百首

山里のおほの水を、おほむらむ、おほ井の社の、おほは、おほれ

度會元長

同

花さけむ、おほ井の水を、おほむらむ、おほ岡山に、おほらぬ、おほせ

同

藤岡山

上御井の上ある岡阜なり。域内は、藤岡山に、おほらぬ、おほせ、此の邊、藤の樹多きを、以て名を得たり。



度會國御神社

わたらひくにみのとんま  
上御井の東に當れる域内  
坐す。豈受大御宮の攝社あり。

御竈木帳四十七前神社  
國見社

度會之國都御神社

度會國御社

國見社

神名秘書  
度會國御社、天日別命子彦國  
見加岐建與東命

國生社

社記  
度會國御社、坐、沼木、郷  
山田村

大津神社

おほつのおんま  
國御神社の西に坐す。豐  
受大神宮の末社あり。

大津社

廳舍

ちやうしや  
儀式帳より、務所廳と見えて、東  
の大宮地の北にありあり。

往古此の所にて、宮務を執り行ひ、諸國の神戶御園御厨等、

諸事を令たり。此を廳宣といひき。

御器御倉調御倉

ごきのおくら、つぎのおくら  
一も、有爾郷より調進する土器を納め、一八、御政印  
及御贄等を納めき。共、近世まで、廳舍の西に並び

存一  
たり。

忌火屋殿

いみびやごん  
東大宮地の良にあり。御饌  
炊殿とも、御竈屋ともいふ。

忌火を鑽り、日別朝夕の御饌、並に諸祭典の御饌御贄を調理する

所あり。儀式帳に、御井、與御炊殿往還間道百廿丈、橋十五丈とありて、  
距離九叶へり。正中御饒記に、鳥居あり、由を記せり。又、外宮葺  
萱負數記に、御葺萱五百圍と見えて、往古ハ、萱葺あり、を今も大  
板葺にて、桁行も増尺せり。

止由氣大神宮儀式帳  
御饌炊殿壹間、長二丈二尺、廣一  
丈二尺、高八尺、

新任辨官抄  
在廳東調備御膳所也、

中右記元永元年八月條  
又召家榮、以詞仰下云、祭主卿注申、豐受、宮忌屋殿虫出來、恠

異、可占申、各持來、卜形式、神事不信不淨之上、公家、御藥、天下、

口舌者、官寮大畧同趣也、虫出來事、六月十一日、七月十四日、

二ヶ度也、仍二ヶ條皆卜申也、

同書同年八月條  
廿七日、有臨時伊勢奉幣、上御右大臣、是仍外宮忌屋殿虫出、

來恠異也、



永正元年 甲子七月十九日の夕御饌の時、忌殿御釜御ほえ候、

同八月十一日の夕御饌の時、御ほえ候、同十七日夕御饌の

時、御ほえ候、

同附属舎 忌火屋殿の左にあり。土器、々械、鋪設等を納む。

祓所 忌火屋殿の南庭にあり。日別朝夕の御饌を始め、諸祭典の御饌御贄、及奉仕の神官を祓へ清むる所あり。

御饌道 大官地の北にあり。朝夕の御饌調進の道なるを以て名づく。

廻神 道の北にあり。十二所の内なり。御倉の舊趾ありといふ。

酒殿 忌火屋殿の西にあり。神酒を醸す所なり。豊宇賀能賣神を祭れりといふ。

御酒殿壹間、長二丈五尺、廣一丈六尺、高九尺、

御饌調理負齋宿所 酒殿の東にあり。日別の御饌調理に仕へ奉る神官の齋宿する所あり。

御竈木屋 齋宿所の北にあり。忌火屋殿需用の御薪を納むる所あり。明治四年まで、御薪神事といふ事ありき。

祢宜權官往列立、于例所、中 先是、三色物忌、父等、擔御竈木、

而序立于木柴垣内南頰、中 時、一禰宜目、于大物忌、父一鵝

問、御調成耶、一鵝稱唯、中 一禰宜警蹕如例、到于本宮、物忌

父等、直啓瑞籬門、而入内院、中 而其所擔之御竈木、傍立大

床之高欄、東西各四束、禰宜權官各八度拜伏、

内御廐 忌火屋殿の翼の方、參道の左側にあり。防牲籬の外にあり。幣帛御馬隱御廐等、對して、内御廐と稱するあり。此の御馬を、

延喜式にも、極鉦の御馬と云へり。其の斃る、時ハ、注進、隨ひ更、主馬寮より牽進せらる、例あり。

止由氣大神宮儀式帳 御廐壹間、長三丈五尺、廣一丈六尺、高一丈、

同書 御馬飼内人、无位神主、豐繼

右人、行事卜、定任日、後家、雜罪事、祓淨、底常、板立御馬二匹、

此、率己、戸人、夫、並、多氣郡司、貢上飼丁、仕奉、

貞觀六年十二月十日癸亥、勅置、伊勢豐受神宮、御馬飼内人

一人、以、元御馬二足、充飼内人一人也、



延喜式 凡二所大神宮櫛飼御馬各二足、簡帶馬、内恒令養飼、自外馬、皆放神牧。

中右記 保延元年二月十五日、天陰、大宮大夫行、軒廊、御上、外宮、惟御馬斃事、○中官寮共、公家御慎、由、ト、申、

愚昧記 嘉應元年十二月月次祭、左少辨為親云、外宮、御馬斃之由、進宮司、解狀、撰日次、追可被引獻、

北御門口鳥居 北御門口の參道より、俗に北の鳥居といふ。

應安速官記

應安十六年十一月十四日、夕有御事始、神事祭主忠直朝臣、

東帶、自北、鳥居被參也、於例所有、手水、

寬正三年九月廿三日頭工記

北鳥居柱長壹丈七尺五寸

永正記

御饌供進、冢中、不神拜、○中於外宮者、内、御馬北、鳥居邊候也、

廻神 道の左右にあり。十二所の内あり。

外御廐 北御門口參道の右側にあり。防往籬の外に在るを以て、かく名づ。此の御廐の北より、西を指して、國御神社へ參詣する道あり。

止由氣太神宮儀式帳

幣帛御馬隱廐壹間、長二丈、廣一丈、

齋内親王御膳殿壹院

御膳殿壹間、御炊殿壹間と見えたり。今、廢れぬ。

中堤

一鳥居、北御門兩參道の出で會へる衢を、南へ行

下部坂

中堤の南、多賀宮へ昇る坂道をいふ。

此の石階の中に、袖引、袖摺といへる石二箇ありし由、延貞筆乘よ見えたり。今も、知る人なし。

神祇百首

炭竈り谷の音をもせぬ山よ誰かおりの坂ありてお

度會元長

檜尾

多賀宮のまします山をいふ。

式年御造營の節、心泚柱の料材をば、此の邊より伐採する舊例あり。

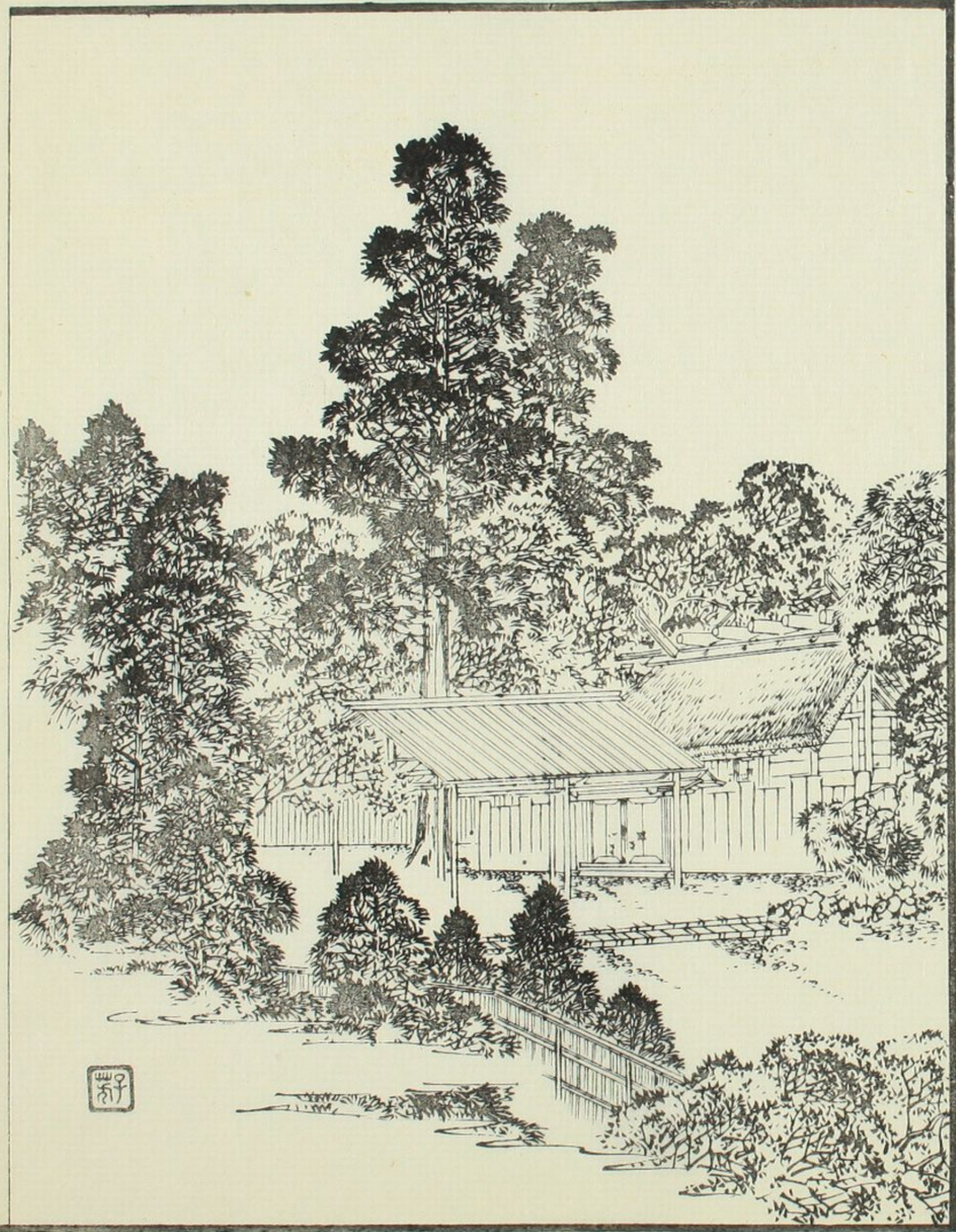
多賀宮

檜尾山の上より鎮り坐す。豊受大神宮第一の別宮にして、祭神ハ、大神の荒魂の神と坐せり。

止由氣太神宮儀式帳

管高宮壹院、等由氣、太神之荒御玉、神也。





多賀宮之圖





正殿壹區、長二丈四尺、廣一丈二尺、高一丈、

瑞垣壹重、廻長十二丈、高一丈、

玉垣壹重、廻長十八丈、高一丈、

御門壹間、長一丈、廣一丈、四尺、高一丈、

高宮宿直三人、小内人一人、戸人二人、中番下番宿直事如上、

件、餘月、同之、

多賀宮一座、豐受大神荒魂去、神宮南六十丈、

内人二人、物忌父各一人、

三代實錄、天慶三年閏十月十九日乙巳、伊勢高宮物忌准諸宮物忌承、

宛月粮、以神封物給之、

廻神、多賀宮の北よりあり、十二所の内あり、

下御井、下部坂の右あり、

上御井小異變あり、時、此の水を以て、御饌の御料と充てられ、

由、太神宮諸雜事記より見たり、

止由氣太神宮儀式帳御巫内人行事條、朝御饌、夕御饌、尔仕奉留御井、並高宮御井、神祭仕奉、年中六度、

長徳檢録、下御井社、在高宮後、

山口祭場、下御井の北よりあり、

式年御造營の始、山口の神を祭る所あり、

止由氣太神宮儀式帳新宮造奉時行事並用物事條、次取吉貝、山口神祭用物、並行事如左、

- 金人形廿口、金鏡廿面、鉾廿柄、大刀廿柄、鎌一柄、奈岐鎌一柄、手銚一柄、小刀一柄、五色薄純五尺、木綿二斤、小麻二斤、小庸布四段、給大内人一人、御巫内人一人、管裁物忌一人、以上、雜物官庫之物、
- 酒一斗、米一斗、雜腊一斗、堅魚二斤、鮑二斤、海菜二斗、鹽二



升、土師器五十口、陶器五十口、雞二羽、雄一、雌一、鷄卵十九、以上以神稅、太神宮司所充奉、

右件物祭奉畢時、御巫内人告刀申、畢即管裁物忌、以忌鎌、氏草木蒨、始、然以後、諸役夫等、草蒨木切所々山野散遣、然宮造畢時、返祭料物如始、

土宮 つらのみや 山口祭場の北の敷地は鎮り坐す。豊受大神宮の別宮よして、祭神も地主の神あり。

此の宮元も、土御祖社と稱せしを、大治三年、宮跡宣下ありて、別宮小列せられたり。又、此の御殿の向方はつきても、諸説ありしかども、往古より、東面なりしを以て、其の儘に志おうれし事、長秋記に詳なり。

長徳檢録 土御祖社 在大宮前 類聚神祇本源 土宮 在神宮、與高宮、東向坐 大治三年六月五日、宮跡宣下、為度會河堤、守護也、

同書

長秋記

長養三年、仰造宮使、被増作寶殿、畢、預祈年、神嘗、月次等祭幣、長養三年六月廿一日、按察使談云、明日可有仗儀、事朝家大事、必可參、豊受太神宮土宮、彼外宮地主神也、然而年來無預官幣、而今度準七所別宮、可預官幣之由、自本宮依申請、已蒙裁許、仍重申請云、御殿元高五尺許也、而准七所別宮者、每年荷前幣物、可納御殿内也、件幣物、廿年遷宮外、無取出事者、不大造於御殿、件物無可置之處者、准内宮荒祭、外宮高宮等、可被造此御殿、一丈許有何難哉、云云、同宮自本東向也、而太神宮、竝七所神宮、皆南向也、今度准他社、可造南向歟、又件社、本自有鳥居、而内垣内、無有鳥居之例者、今度可立鳥居之否、事也、件三事、可依仗議、中 廿四日壬寅晴、酉、刻參仗議、中 公教讀、申本解、成通書、定文、土宮御殿、可作大事、同宮可作南向



事元東 同宮鳥居可在否事内大臣定申云伊勢事多依御卜  
被行常事也者三事共依御卜被行何事乎源大納言新中  
納言新宰相中將三事共不可改舊儀其幣物納神殿事不造  
大不可在事歟南向事任舊如元東向何事在矣鳥居事内鳥  
居内無有他鳥居又失本鳥居事共難量申者可被行御卜歟  
下官中宮權大夫申云於神殿從本宮申可造大之由於向方  
竝鳥居只可任舊下官副詞云土宮地主神也無知造社本縁  
之人自昔東向奉居何可改定哉就中八幡御殿西諸神皆東  
向座賀茂片岳又東向座以是等例准據處可依所便宜歟於  
鳥居條大社鳥居中有佗鳥居之例諸社多存於高宮荒祭宮  
者各立中門云云令准中門被立鳥居有何事矣

風宮かせのみや 土宮の東、檜尾山の北麓に鎮り坐す。

元ハ風社と稱して未官帳の沖社なり一に弘安四年蒙古襲来  
此節神威を顕し給ひしにより正應六年宮號宣下ありて別宮  
列せられき舊記考證等ハ風日祈宮の所又出せり。

長徳檢録 風社 在高宮 道棟本  
類聚神祇本源 風宮 在神宮南土宮 東但南向坐

社記 正應六年三月廿日官符改社號奉授官號預官幣依異國降  
伏之御祈也

同書 嘉元正遷宮之時被増作寶殿了

廻神めぐりのかみ 風宮の近傍に二箇所あり共十二所の内あり  
千枝杉ちえだのすき 風宮の東にあり

大宮司千枝朝臣の植ゑられしを以て名づけたりとぞ元ハ四株  
ありしに正保元年の大風又顛倒して今ハ僅に一株残まり







